

平成23年第1回葛城市議会定例会会議録（第2日目）

1. 開会及び延会 平成23年3月10日 午前10時00分 開会
午後 5時12分 延会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員17名

| | |
|-------------|-------------|
| 1番 辻 村 美智子 | 2番 中 川 佳 三 |
| 4番 春 木 孝 祐 | 5番 朝 岡 佐一郎 |
| 6番 西 井 覚 | 7番 藤井本 浩 |
| 8番 吉 村 優 子 | 9番 阿 古 和 彦 |
| 10番 溝 口 幸 夫 | 11番 川 辺 順 一 |
| 12番 赤 井 佐太郎 | 13番 川 西 茂 一 |
| 14番 寺 田 惣 一 | 15番 下 村 正 樹 |
| 16番 西 川 弥三郎 | 17番 南 要 |
| 18番 白 石 栄 一 | |

欠席議員1名 3番 岡 本 吉 司

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-----------|---------|---------|---------|
| 市 長 | 山 下 和 弥 | 副 市 長 | 杉 岡 富美雄 |
| 教 育 長 | 大 西 正 親 | 総 務 部 長 | 河 合 良 則 |
| 企 画 部 長 | 森 川 重 裕 | 市民生活部長 | 森 田 源千代 |
| 都市整備部長 | 石 田 勝 朗 | 産業観光部長 | 大 武 勇 吉 |
| 保健福祉部長 | 花 井 義 明 | 教 育 部 長 | 中 尾 知 好 |
| 上下水道部長 | 正 田 貴 一 | 消 防 長 | 中 島 克比虎 |
| 会 計 管 理 者 | 安 川 登 | | |

5. 職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|---------|-----|---------|
| 事 務 局 長 | 福 井 良 祝 | 書 記 | 西 川 育 子 |
| 書 記 | 吉 田 賢 二 | | |

6. 会議録署名議員 5番 朝 岡 佐一郎 13番 川 西 茂 一

7. 議事日程

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

| 質問順 番号 | 議席 番号 | 氏 名 | 質 問 事 項 | 質問の相手 |
|-----------|----------|---------|---|--------------------|
| 1 | 10 | 溝 口 幸 夫 | 平成23年度施政方針について | 市 長 |
| 2 | 5 | 朝 岡 佐一郎 | 教育施設・教育関連施設の安全対策及び事業の拡充について | 市 長 教育長 担当部長 |
| | | | 教育現場における学習環境について | 市 長 教育長 担当部長 |
| | | | 生活道路の拡充について | 市 長 担当部長 |
| 3 | 4 | 春 木 孝 祐 | 最終年度における集中改革プランの評価について | 市 長 |
| | | | 葛城市地域経済の活性化政策・施策について | 市 長 担当部長 |
| 4 | 13 | 川 西 茂 一 | カーブミラーの番号制度について | 担当部長 |
| | | | 乳幼児の一時預かりについて | 市 長 担当部長 |
| 5 | 2 | 中 川 佳 三 | 有害鳥獣駆除対策について | 市 長 担当部長 |
| | | | 2庁舎制の存続について | 市 長 担当部長 |
| 6 | 7 | 藤井本 浩 | 「葛城市立学校の管理運営に関する規則」の変更（小学校の学期及び休業日の変更）と市の対応について | 市 長 教育長 担当部長 |
| 7 | 9 | 阿 古 和 彦 | 財政と事業について | 市 長 |
| 8 | 18 | 白 石 栄 一 | 総合計画、新市建設計画等における主要事業の進捗状況と課題、今後の取組みについて | 市 長 担当部長 |
| | | | 県水道局の二部料金制度について | 水道事業管理者 担当部長 |

開 会 午前10時00分

西井副議長 ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、これより平成23年第1回葛城市議会定例会第2日目の会議を行います。

議長所用のため、私がかわって議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

なお、本定例会において議会だより用の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。

申し上げます。去る3月2日の通告期限までに通告されたのは8名であります。質問者は、お手元に配付の通告一覧表に記載のとおりであります。なお、一般質問の方法は、7名の議員全員が一問一答方式を選択していただいております、1名が一括質疑方式を選択していただいております。

それでは、ただいまより一般質問を行います。

まず最初に、10番、溝口幸夫君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

10番、溝口君。

溝口議員 それでは、ただいまより、議長の了解を得まして、私、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、議員の皆さん及び傍聴者及び職員の皆さんに、現状の国政におきまして大変混迷している状況につきまして、民主党の末席におります私として皆さんにおわびを申し上げます。ただし、私、葛城市の市民の皆さんの負託を受けて葛城市議会議員として、これまでもこれからも公務を市民の皆さんのために全うするつもりでおりますので、よろしくお願いいたします。

私、今回の一般質問は、平成23年度の施政方針について一般質問をさせていただきます。私、議員になりまして約1年半に及びますが、前半は、葛城市の市政の状況の把握のために、非常に厳しく直視してまいりました。後半は、いろんな事業の展開を理解しながら、理事者側にウインクをしながら議会議員の活動をしてまいりました。このたび平成23年度施政方針について、市長の折り返し点でもありますし、少しシビアな見方をしながら一般質問をさせていただきますつもりでおりますので、よろしくお願いいたします。

また、各部長におきましては、施政方針について詳しく質問事項を提出するのが本意ではございましたが、施政方針の中身にメモ書きをしながら、私の疑問点や現状を把握するための資料としてこれらを質問するというような気持ちで提出させていただきました。それに対して非常に丁寧に答弁を考えていただいていることとは存じますが、私の質問の中に質問に及ばない部分も出てくるかと思いますが、その点についてはここでおわびしておきます。ただし、その一生懸命考えていただいたことに対しては敬意をあらわしたいと思います。

それでは、次問につきましては、質問席から質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、私の質問については、先ほども申しましたように、市長の施政方針についての中身のことについて、まずは市長の方に質問をさせていただきます。

1つは、施政方針の前段に出てきます市の現状、それから、今後市長が行おうとしているいろんな案件についての総括的な思いを述べられております。そこで、まず1点、特に私、市長がつくられたと思われまますこの施政方針の中であらわされている文面の文言について、市長の思い、真意をお聞きしたいと思います。

1点は、文書の中に、市長は現在折り返し点を過ぎ、市長任期の後半に差しかかり、起承転結の中の転の年であるというふうに述べられております。この起承転結の転というのはどういったことを意味されているのかをまずはお聞きしたいと思います。

西井副議長 山下市長。

山下市長 ただいま、溝口議員よりご質問をいただきました。平成23年度のまちづくり施策についてという中で、起承転結の転という字は何をあらわしているのだと。まず、任期というのは4年間あるわけでございます。この4年間で事業の全てをできるわけではございませんけれども、まず、ついた初年度、事業全体、葛城市全体の把握を行い、それをプランニングしていく2年目、3年目にそれをどう具体化していくか転じていくという意味で、転という文字を使わせていただいているということだと思います。結、それは4年目の総締めくりである年である。その4年間の中で事業をどうおさめていくかということも考えていかなければならないでしょうけれども、事業というものは4年で終わるものではない。多くの事業が継続をしていくようなものもあるわけでございますけれども、ただ、短期でしまいをしていかなければならない事業につきましては、それを企画、プランニングしたものを実現に向けて転じていくための年であるというふうに位置づけをさせていただいております。

西井副議長 溝口君。

溝口議員 いろんなところで、物事を起こし終結していくための過程を起承転結というふうにこの言葉をよく使われていますが、私、市長の今言われている、起承転結の現在は転だという位置づけでこの年を位置づけて施政方針をつくられた。その中の思いを私なりに受けとめながら、まず、2年間やられたことについて、私は前回の質問でも、成果と反省、それを踏まえてちょっと質問をさせていただきました。多分、それを受けてかどうかはわかりませんが、現在広報に連載されています市長の2年間を振り返ってという報告があります。非常に私は大事なことだと思います。これは広報の中でも今までにないジャンルだと思って評価しております。ただし、私がこの施政方針を理解する上で、この転について少し入り込んだ質問をさせていただきます。

どうもこの転という、要するに時代といいますか時期といいますか、この年を考えるに当たって、この施政方針の中身に、1つは、新道の駅の建設や国鉄坊城線の整備事業や相撲の地方巡業の誘致等があります。さらには、全く私は転の1つの大きな目玉だと感じますこの包括的業務委託、アウトソーシングたるものが挙がってきていない。こういうことについて非常になぜだろうなという疑問を抱いております。これが今までにうわさなり相談なり議会に対しての紹介なりは確かにあったと思えます。その中で、少なくともこの一般質問は定例会の冒頭でありますので、予算の中身には踏み込まないというこれは紳士協定がありますから踏み込みませんが、1つだけお聞きしたいのは、集中改革プランの平成18年に計画された

終結すべきこの年に、一番人事機構の変更として大きなアウトソーシングを、なぜこの施政方針の中に思いなり評価なり達成なりをしていこうということが出てこなかったのか。この点をお聞きしたいと思います。

西井副議長 山下市長。

山下市長 今いろいろとお話をいただきまして、人事機構の大きな変更、人事の機構の変更というわけではございませんけれども、それを考えていくということで、アウトソーシングも含めて葛城市のアルバイト職員、嘱託職員ということも考えていきたいという思いではあります。

ただ、そのアウトソーシングという問題、これは全体の葛城市の雇用、これを考えていく上で大きな問題の1つになってこようと思っています。このアウトソーシング1つだけで全てが解決するとは私も思っていないわけでございます。当然、葛城市にはたくさんの方のアルバイト職員や嘱託職員がいらっしゃるわけでございます。それを全て、どういうふうにして解決していくべきであるかということも含めて考えていかなければならないというふうに思っております。そのことにおいて1つのきっかけという形でアウトソーシングということは言わせていただいたというふうに思いますけれども、全体的に住民のサービスを低下させることなく、また、地方公務員法等に抵触することなくアルバイト職員、嘱託職員をどのような形で雇用していけばいいのかということをしかりとことし見定めて考えていかなければならないなというふうに思っておりますので、このアウトソーシングということ1つだけであらわせるものではないというふうに思っておりますので、あえて書かなかったというところもあるわけでございます。これは私の言葉が足らんかったところかもしれないですけども、またこれから議会の方にもご相談と提案をさせていただき、いろいろと方向づけを考えさせていただきたいなというふうにも思っております。

西井副議長 溝口君。

溝口議員 今、市長から思いといいますか、そういったことの、なぜ書かなかったかという理由を述べられましたが。私はこの文言でこだわるわけではありませんが、転という変わり得るその市政の中身を今この年を迎えて感じられておるならば、少なくとも一番大きな事業ではないかと。これは人が動くことであり、ましてやそれは市民にも値するものであり、特に市政をつかさどる職員という大きな財力、人材を動かすわけですから、1つ大きなこの転という視点から考えると、私は事業として大きなウエートを占めているものだと思います。これにつきましては今、今後どのように展開するかということは議会ともよく検討を重ねながら行われることだというふうに私も思っておりますので、この点については深くこれ以上のことは質問いたしません。

次に、実は新道の駅については何回か議論をしてみました。これは多分、今の段階ではこれまでと同じ答弁を繰り返されるというふうに予測しますので、これは省きます。ただし、国鉄坊城線の整備事業について、簡単にここでは紹介がされております。ただし、この紹介は、私が議員でないときからのいろんな問題を抱えている案件とお聞きしておりますし、ましてやその当時とは全く違う事業の展開をねらわれているように思います。

これはどういうことかという、社会資本整備総合交付金事業としていろんな理解を得な

がら事業を推進してまいりたいというふうに述べられておりますが、少なくとも議会に対しての紹介は、私が危惧しているところは、新市建設計画の中にこの項目が要するに追記され、ましてや新市建設計画の財源である一部をここへ投入しようという点ですね。いろんなところで、市民のためだとか、今やらなければ有意な事業として展開できないとか、いろんなことは聞いておりますが、本心ですね。市長が本当にこの件、この事業を展開しよう、実施していこうというところの議会に対するその説明ですね。これを私、一般質問で投げかけたいと思います。

西井副議長 山下市長。

山下市長 国鉄坊城線につきまして、これは本年度、都市産業常任委員会また全員協議会等でもご説明をさせていただいております。新市建設計画の中にこれを組み入れるということも、その中でご説明をさせていただきました。そのことについて議会の方に説明をさせていただいておったというふうに思っております。新市建設計画の中で当初この問題が出てまいりましたときに、私も議員であったときでございますけれども、否決になった。私も当時反対をした1人でございますけれども、約14億円に上る事業に対して、まちづくり交付金事業ということで40%の補助金の事業、残り6割に対して起債を起し、市の単独の持ち出しが約7億7,700万円に上ると、大変に高額な市の単費の持ち出しがあるという理由で私は反対をさせていただいたというふうに記憶をいたしております。

私が市長になりましてから、当該地区、またその周辺の方々等に大字懇談会も含めて回らせていただき、いろいろなお話を聞かせていただきました。また、当時のことをよく知る議会の議員の皆様からもお話を聞かせていただき、実態またご要望等を勘案しながら、もしこれを実現するのであれば、どういう方法があるんだろうかということを検討させていただいたわけでございます。

その中で、1つはまちづくり交付金事業、40%の補助金の事業を先ほどご紹介をいただいた社会資本整備総合交付金事業、これに乗せかえたときに55%の補助事業になる。これで約15%の補助率のアップという形になる。残り45%に対して、これを新市建設計画の中に組み入れることはできないかということを考えさせていただいた。そして、この新市建設計画というのは、奈良県を通して総務省の方に提出をしております案件でございます。総務省の方にこれは相談に、東京に私の方が行ったわけでございます。

新市建設計画の中にいろんな事業が入ってございます。その中で総務省は、合併した当初、これは決めた、この中に全て書き込んである事業以外の事業はまかりならんというスタンスでございました。この話を持っていかせていただいたときに、地方道の整備事業の中にもうこれは含まれているというふうに解釈できると。地方道等の整備という中に含まれているという解釈ができるので、これを新市建設計画の中に組み込むことは問題はございませんというお答えを、何度か足を運んで、いただいたわけでございます。これは議会の議決が必要ですかというお話をさせていただいて、それについては議会の議決は必要はありませんと。議決が必要かどうかというだけの確認はとらせていただいたわけでございますけれども、その後、都市産業常任委員会また協議会、全員の協議会でその事業についてのご報告をさせて

いただき、これを新市建設計画の事業の中の一部として入れさせていただくということで事業化をさせていくということになったわけでございます。

これを55%の補助金を入れ、なおかつその残り45%に対して新市建設計画を適用させていただく、合併特例債を起債させていただくということで、当初7億7,700万円の市の単費の持ち出しだったものが、市の単費の持ち出しは2億1,000万円という形になったということございまして、その額でこの14億円の事業ができるのならば、当該大字、3大字があるわけでございますけれども、3大字のかねてからの要望、また住民の声を聞かせていただいて、やはり必要だということの観点に立って、5億以上もの費用が節減できるのであれば、これは踏み込ませていただきたいということで議会にお願いをさせていただいたというものでございます。

(「議長、済みません。ちょっと今の答弁に一部間違いがあるんです。どうしたらいいでしょう」の声あり)

西井副議長 市長。

山下市長 先ほど委員会と言いましたけども、協議会、都市産業常任委員会の協議会で報告をさせていただいたということでございます。

西井副議長 溝口君。

溝口議員 私、速報、実は新市建設計画にかかわる変更、編入事業として、やはり議会としてどの時点でそういったことを受け、判断し、そして理解をしていったかということが非常にあいまいだったんですね、この点。実は私が知る限りでは、先ほど偶然春木議員がおっしゃったとおり、委員会でないところで全てが運ぼうとされる。これは協議会、全く決定権のない話し合いの場、そして全員協議会、そういったところでの紹介。やはり市長が過去に事業の差しとめを願うというぐらいの思いの事業を今回また、要するに起こそうとされているわけです。

非常にやろうとするその財源の確保については私も認める部分があります。しかし、決定権のある議会に対して、どのような過程を踏んでこの事業が今予算なりに上がってこようとしているのかがどこにも議事録として残らないことになれば、過去にさかのぼって、何年か先にこういった事業のあり方について問題が起きたときに、やはり市長の思いを、この本議会というのはきちっとした議事録が残ります。ここで今言われた答弁内容が市長のこの事業に対する思いだということで私は質問させていただいた。この点につきましてはいろいろと他の議員さんのご意見等もありましょうし、予算委員会等もありますので、そこでいろいろとお聞きしてまいりたいと思います。

それと、もう一つ、相撲巡業の誘致であります。この相撲巡業の誘致ということにつきまして1つお聞きしたいのは、この施政方針の中に、私、どうも理解できない文言が1点あります。それは、日本相撲協会の不祥事につきましていろいろとご心配もしながら指摘もされておりますが、ただし、巡業が実現するかどうかは今後の日本相撲協会の手ゆだねられているわけですが、巡業再開が決まれば真っ先に名乗りを上げ、微力ながら、ここから大相撲を支える柱となっていく所存でございます。これは思いを聞かなければわからないことだし、一度その熱の入った文言の思いをここで紹介していただきたいと思います。

西井副議長 山下市長。

山下市長 発言の機会を与えていただきまして、感謝を申し上げたいと思います。昨日、相撲巡業を呼びたいという思いを施政方針演説の中で述べさせていただき、その中でなぜかということをお話しさせていただいたというふうに思っております。

皆さんご承知のとおり、この葛城市というのは日本相撲発祥の地、紀元前だと思えますけれども、垂仁天皇のころに當麻蹶速が我より強い者はなしということで、それを聞いた垂仁天皇が長尾市という者と呼んで、これも長尾という葛城市にゆかりのある名前でございますけれども、それを呼んで、出雲の国から野見宿禰を呼んで相撲をとらせたというのがこの日本の相撲の起源、発祥であると。その相撲発祥の地、また當麻蹶速のけはや塚もあり、その記念をして相撲館というものもある。日本全体の相撲の博物館の中でも希有な博物館を葛城市は有しておりますし、また、本場所で使われる土俵と全く同じものがその相撲館にもある。これをやはり我々の誇りとしていかなければならないというふうにも思っております。

この相撲巡業を呼ぶというのは、大前提としては日本相撲協会のその不祥事に対する真摯な取り組み、それとそれの再開ということがなければできませんけれども、柱というからには、大きな柱から小さな柱までいろんな柱があると思います。やはり日本相撲の発祥地、それを誇りとしておる我々。ですから、小さな柱かもしれないけど、日本の相撲という伝統文化、これを支える柱になっていきたいという思いのあらわれだというふうにおとりいただければ幸いです。

西井副議長 溝口君。

溝口議員 これは市長がわざわざですね。実は私、19ページのこの文言は、少なくとも違うところ出てくるものだと。例えば15ページにあります歴史・文化の保全と交流の促進とか、観光事業の活性化とか、こういったところに出てきてもいい追記文面だと思うんですが、そうではない、わざわざ「ここで一言申し上げます」から始まったこの文面の中に、つらつらと、だれもが多分、當麻をふるさとに思われている方はこの歴史についてもよくご存じだと思うし、大事なものだというふうに認識はしていると思います。

ただし、「微力ながら大相撲を支える柱となって」というところに私は非常にひっかかる。これはやはり市民の負託を受けた市長が市民の生活なり市民の住むまちをどのように活性化していくかの中の柱だと思うんです。大相撲を支える柱なんて、私、これは個人的な思いがあると思いますので、視点はちょっと違うのではないかなと思います。これは今、一般質問の中で言い合っても仕方ないことですので、私の思いを述べさせていただきます。

ここで、起承転結についての転についてはほかにもあるんですが、時間の都合上割愛し、次に移りたいと思います。次の文言ですね。市長は「先見の明を持って事業展開を進めてまいります」というふうに述べられております。先見の明、非常に市長という職を持つ人材としては、大変重要な資質だと私は思います。そこでお聞きしたいんですが、市長が書かれているこの1ページ、2ページの現在の市のあり方、財政、現状ですね。現状の掌握、把握の点からお聞きします。

実は私、行財政改革特別委員会の取りまとめをしております点から、行財政改革特別委員

会に財政の計画、将来の財政計画についてご報告を受けました。その中で財政シミュレーションの平成23年度から平成32年度の10年間についてのデータをお示しいただきましたが、そのお示しいただいたときの説明とここに書かれている市の財政状況の分析のあり方とは全くと言っていいぐらい。財政シミュレーションでは非常に夢のある、大丈夫だということを受けるんですが、要するに、前段に書かれています市税の徴収の今後の見通しとか、いろんな市の財政について危惧をされている文面から、特別委員会での説明の大丈夫ですよという安心を持たされる説明とは相反するものを感じるわけですが。それは単年度だからこういうことを述べられているのか、将来にまたがって自分が責任を負えない部分も含めるからそういうふうなデータを示されているのか。この点をはっきりお示し願いたいと思います。

西井副議長 山下市長。

山下市長 いろいろとご心配をいただいております。行財政改革特別委員会でいろいろと取りまとめをいただき、その中で葛城市の平成23年度から平成32年度までの財政計画を出させていただき、その中で数値の推移、それと、市長、おまえ、これ、施政方針演説の中で言ってる言葉と違うやないかということでございます。まず、まさに溝口議員がおっしゃったように、長期にわたる目というのと単年度を厳しく見ていく、より厳しく見ていきながら現在の立ち位置の中で税収がどれだけあるか、また、それをどういうふうにして組んでいくのかという中で見ていく部分と大きく、長期の目と短期の目という形で違うというのは、これは大前提の話だと思います。

平成21年度のこの市長の施政方針の中で、例えば示させていただいている法人税のことに、平成21年度決算で対前年度費約2億6,500万円、率にして47.4%の大幅な減収になっているという表現ぶり、この書きぶりでございますけれども、平成21年度また平成22年度、このときは葛城市で一番大きな一部上場企業が赤字決算を打たれたということによりまして、大きく葛城市に法人税の税収減というものがもたらされた年でございます。その企業につきましても、平成22年度、回復はされておりますけれども、さかのぼってその赤字を補てんされるがために、赤字という形で急激な変化というものは認められないわけでございますけれども、その企業にいたいましても最近の景気動向を見ていきますと、確実に回復をしてこられている状況もあるわけでございます。そういった状況をかながみて、平成22年、23年度につきましては当初予算ベースという形で、景気低迷による予算編成という形になっております。

しかしながら、平成24年度以降につきましては、堅調な伸び、毎年何%ずつ、ば一っと大きく伸びていくという伸びはないものの、少しずつ緩やかにまた戻っていくであろうというような見方をさせていただいた10年間の予想という形で出させていただいているというふうに思っております。

西井副議長 溝口君。

溝口議員 今ご答弁をいただきました。私、行財政改革の特別委員会で委員長をしていますので、その機会にあまり発言することがございません。いい機会を得まして、一般質問でさせていただいているわけですが。少なくともやはり新市建設計画の10年間の今ちょうど中盤を迎えよ

うと、6年目であり、ましてや市長の折り返し点の3年目に入っております。こういったときにやはり市の本当の現状というものを掌握し、将来のビジョンを、ましてやこの施政方針の中の展開している新しい事業展開につなげるビジョンを描くには、きちっとした財源の裏づけが必要だと思います。ですから、当委員会について、最後に述べましたように、今後この件につきましてはシミュレーションとありますが、シビレーション、要するにシビアに見てくださいよというこの言葉を使って私は要望しました。今後1年ごとに葛城市の財政計画、これを当委員会では検証することになりましたので、次の示される財政計画では、少しシビアな見方をしながら現状把握に努めていただきたいと思います。

次に、実はもう1点、文言についてお聞きしたいと思います。それは、よく市長が使われる、市民の皆さんの幸せづくりの応援団長として日夜頑張っておるんや、これからも頑張るんだと、非常に力強いメッセージだし、力強い思いを私は感じますが、この点についてちょっとお聞きしたいんです。応援団長というこの位置づけですね。どのように思い、お使いになっているのかをお聞きしたいと思います。

西井副議長 山下市長。

山下市長 常々私は葛城市の市民の幸せづくりのための応援団長を自認し、また、旗を一生懸命振らせていただこうと思っております。葛城市、3万6,000人、おおむね市民が住んでおられるわけでございますけれども、私が、また市役所の職員が直接その家庭にお伺いをしているいろいろとお手伝いをさせていただくわけにはまいりません。溝口家に行って洗濯をするわけにもまいりません。いろいろな条例、制度、法律に基づき、我々は仕事をさせていただいているわけでございます。それは市民の皆様からお預かりをした大事な税金を使って、それを市民の皆さんにどのような形で還元していくのかということを考え、その考えたものを議会に提出し、お認めをいただいた予算に限り使用させていただくという制約のもと、いろいろ仕事をさせていただいておるわけでございます。

それで、市民の幸せづくりのための応援団長、さまざまな施策があるわけでございます。教育また福祉、また、道をつくるというような土木の仕事、いろいろな仕事があります。その仕事を通じて、住民の皆さんが葛城市に住んでよかったな、葛城市、住みやすい、また利便性が高いと思ってもらえるようなまちづくりをしていくことで、そのご家庭に間接的にでございますけれども幸せが訪れるようなお手伝いをさせていただく。この制度によって介護等も受けやすくなったであるとか、さまざまな子どもたちの教育についてもよくなったというふうに言ってもらえるように努力をしていくことで幸せづくりのための応援団をしていくというふうな思いでこのような表現、書きぶりというものをさせていただいているということでございます。その思いということで受けとめていただけたらと思います。

西井副議長 溝口君。

溝口議員 私、この文言に何度か接しておりますが、ちょっと違和感を感じるんです。応援団長たるものというのは、少なくとも身近に感じれば、例えば阪神タイガースを応援する応援団の団長であり、Jリーグの応援団の団長である、そういうイメージしかないわけですが。私は葛城市の市長として少しお考えをしていただきたいと思いますと思うのは、組織の長であることですね。

具体的に例を申しますと、葛城市が1つの会社だとします。そうしますと、市民の皆さんはどういう立場なのかというと、これは株主であり、その恩恵を受けるお客、顧客である。その人たちの負託を受けて市長は市長選挙に当選され、市長という立場を受けられた。ましてや会社組織の中で、庁舎で働く、いろんな葛城市の行政の中で働く職員、アルバイト、臨時職員、嘱託職員、総合してこれは社員であるわけですね。当然ながら彼らからは信頼というものを受けて会社運営をするのが社長である。一般的な考え方からすると、本当は応援団長じゃなしに指導者だと私は思うんですよ。会社を運営する社長であり、例えば阪神タイガースを日本リーグにのし上げていく監督であり、Jリーグの有名な、イタリアかどこかから来られた監督である。その点が、少し立ち位置を私は考えていただいたらどうかと思います。これは山下市長も多分同じ思いで応援団長という文言を使われているので、私は別に今私の考え方を、多分同じだと思う考え方を述べさせていただいているわけですので、この点はこれで終わりにしたいと思います。

次に、もう1点お聞きしたいんですが、この平成23年度の、実はこの一般質問をする前に、私、つらつらと読み上げながらいろんなところにマーキングをして、自分の考え方及び疑問に思うこと、それから、現状をどのように評価されているのかということを書き連ねてですね。実は私、ほとんど一般質問は原稿を持ってやりませんので、理事者側の部長の方から一般質問の内容の打ち合わせをしたいということをおっしゃって、実はこれしかない、だから、これにマーキングをして質問、ちょっと赤でペンディングしているところを、ちょっとこれについて答えてよということで、実は各部長は一生懸命これについて質問していただけるものということで質問の回答を準備していただきました。私、これに対して現在まで、質問内容は市長には向けてしておりますが、その中に幾つかの内容は出てきていると思います。ただし、質問を受けて答弁する作業について、非常にご苦労かけたことにおわびをするとともに、この答弁書は私にとっての疑問点でもあったり、現状把握の資料として、大切なものとして今後の議員活動に役立たせていただきますことをお約束いたします。

最後に、1点、実は今はやりの劇画といいますか、今、日本で一番売れている本をご存じだと思っております。野球チームをあるマネージャーが一生懸命マネジメントという感覚で立派なチームにし成果を上げたというのが200万部ですか、売れているそうです。私は読んだことありません。しかし、そこに出てくる1人の哲学者、経営学者の名前が出てきて、私はサラリーマン時代からその著書を読みあさったこともありますし、今もその人の言われることを尊敬しております。

ここで最後に市長にお贈りしたい言葉をお読みしたい。これは経営学者のピーター・F・ドラッカーという方が非常に立派な名言を残されております。1つは、経済的發展、要するに葛城市の發展において最大の資源となるのは人間である。これは人材のことです。市民であるし、市を支える市民の思いや情熱、熱意。そして、經濟を發展させるのは、これは葛城市を發展させるのは人間であって、さらにつけ加えているわけです。人が大事ですよ、人材が大事です。資本や原料ではないということを述べられている。これはどこのどういった立場であろうと、経営という観点から物事を動かす非常に大事な視点だと私は思います。

それともう一つ、コミュニケーションにおいて最も大切なことは、語られてないことを聞くことである。市長も施政方針の中で述べられています。市民とひざを交えているんな問題を抽出し、市政を運営していきましょうと述べられております。今後の市民の皆さんの幸せづくりのために、さらにご努力していただいて、発展的な葛城市を夢見、そして、市民の幸せづくりに大いにお互い頑張ろうということを思い、エールを送りながら、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

西井副議長 溝口幸夫君の発言を終結いたします。

次に、5番、朝岡佐一郎君の発言を許します。一括質疑方式で行われます。

朝岡君。

朝岡議員 公明党の朝岡佐一郎でございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。私の質問は一括質疑方式をとらせていただきます。よろしくお願いいたしたいと思っております。

さて、国においては3月1日の未明に来年度予算が衆議院を通過して、舞台が参議院に移りましたが、これまでに行われた党首討論や衆議院の予算委員会の審議などを通して、菅政権の戦略なき国民不在の経済・財政運営、また、余りにも稚拙な外交・安全保障政策や国会運営といった実態がより鮮明となってまいりました。民主党政権の混迷の度は増すばかりであります。

政治主導と言いながら、来年度予算案については成長戦略の実行に向けて必要な予算重点配分を行うこともできず、デフレ脱却や景気回復の展望が全く不透明なままであります。また、今回の予算案は必要な財源確保もままならないにもかかわらず、理念なきばらまきの民主党のマニフェスト実現に固執した結果、巨額な赤字国債の発行が避けられず、昨年へ続き2年連続で国債発行額が税収を上回る非常事態となっております。

このような状況の中で地方をあずかる各自治体の役割は、現場の声を通して常に公平なサービスを提供できることを主眼に、生活へ密着した政策実現に向けての意見を集約し、行政事務のより効果的また効率的な運営を推進することを図っていただきたい、その使命の重さを感じていただければならないと思うと同時に、行政手腕を問われているときであると思わざるを得ないわけでございます。

こうした状況下にもありながらも、住民自治をあずかる自治体は、停滞することのない行政サービスを間断なく進めることを余儀なくされている。そのような中で、本市が明るい葛城市づくりのための5カ条プランに沿ってより安全で安心な暮らしの実現に向け、行財政運営を推し進めていただいていることにつきましては、一定の評価をいたしておるところでございます。

かねてより議会閉会中の継続審査の所管事項に当たる新市計画の進捗状況について、過日の行財政特別委員会で現状までの計画の推移等、報告があり、大いに議論がなされたことで、改めて新市計画の進捗とあわせてその後の本市がたどる財政運営の推移がさまざまな仮定のシミュレーションに基づいて報告をされたところでございます。この新市計画においては、平成26年度の事業完了に向け、その多くの事業がそのつち音を上げ、事業費も単年度ごとに

大きく膨らんでまいりるわけですが、これまでの間においては優先順位の高い事業の推進により、市内学校施設の耐震補強等が国の補助対象の拡充措置にも影響されながら順調に経過をたどっております。

つきましては、改めて教育施設並びに教育関連施設の安全対策について、また、その教育関連施設の拡充について、まずお伺いをさせていただきます。

昨年の3月定例議会での質問でもお伺いさせていただきました新市計画に基づいた本市の小中学校校舎等耐震化における今年度の事業経過、あわせて平成23年度事業予定をお示しいただき、あわせて各年度末の本市の耐震化率の推移をお示しいただきたい、このように思うところでございます。また、県下の平均耐震化率、39の市町村における本市の耐震化順位等もあわせてお示しを願いたい、このように思うところでございます。

次に、平成19年度の9月議会一般質問において、市内各小学校区附属幼稚園舎の耐震についてのご見解をお伺いさせていただきました。当時の議事録によりますと、当時の教育部長であられた宮西部長の答弁では、平成19年度4月1日の状況としまして、小学校附属幼稚園舎の耐震率は42.9%となっている。市内の幼稚園につきましては、耐震診断の調査対象となるものが7棟ある。そのうち新耐震基準によるものが3棟、今後耐震診断の対象になるものが4棟、内訳としまして新庄幼稚園で2棟、新庄北幼稚園で1棟、磐城幼稚園で1棟、いずれも施設は鉄骨づくりということである。当時、昨年度、奈良県教育委員会の指導のもと、目視によります優先度調査を実施した。それは主体構造である鉄骨の状況、鉄骨の腐食度なり座屈状況なり溶接の程度、また構造の安全性、落下物等にかかわる安全性について調査用紙に各その状況を記入することで、優先度調査指数が自動的に計算されるものである。

その結果、調査対象の4件全てが優先度ランク、5ランクあるわけですが、そのうちランクの4という結果であったと報告をいただきました。この数字については大きい方が優先度が低く、遅くなるということですが、5ランク中の4ランクという結果になったわけであり、これらを含めて、幼稚園舎につきましても今後耐震診断を実施していかなければならないと考えています。このような内容でございました。

このたび、平成22年度事業で市内新庄小学校附属幼稚園舎、市内で唯一2階建ての園舎としてこの耐震診断がされました。この診断結果の内容と、その対応、今後各小学校区附属幼稚園舎の耐震計画について改めてご見解をお伺いさせていただきたい、このように思います。

次に、教育関連施設であります。ご承知のとおり市内には多くの教育関連施設があり、市民生活にそれぞれ直結した施設の役割を担っております。とりわけ体育館、文化会館等は多くの市民が利用され、生涯学習の趣味やスポーツ、芸術鑑賞等、さまざまな地域のニーズにこたえた、市民に愛されている施設であることを実感いたしております。しかしながら、施設の建設年月もまちまちであることから、耐震性の基準に適した施設であろうかと感じるところでございます。

先日起きたニュージーランド地震でも多くの日本人を含む犠牲者が出て、またしても自然の驚異に愕然とするばかりであることに憤りを感じているのは私だけではないと思います。昨日も宮城県沖でマグニチュード7強の地震が起きております。特に体育館等は、本市の防

災計画で避難場所の指定を受けている施設ではないかと思うところがございますが、これからの社会教育施設耐震計画についてご所見をお伺いさせていただきたい、このように思うところがございます。

また、市内には2カ所において、学校給食を調理し児童生徒に提供する給食センターが整備されています。ともに建築年次が古く、老朽化が進み、統合、建てかえ等の議論が、この一般質問でも多くの議員が過去において質問をされているところがございます。耐震性の観点から指摘をいたしましても、この市内給食センターのこれからのあり方について、改めてご見解をお伺いさせていただきたい、このように思うところがございます。

次に、教育現場の学習環境の新たな取り組みについてお伺いをさせていただきます。平成20年度9月、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律、いわゆる教科書バリアフリー法が施行されました。教科書バリアフリー法の施行を機に、平成21年9月より財団法人日本障害者リハビリテーション協会がボランティア団体の協力を得て、通常の教科書と同様のテキストを、画像を使用しデジタル化に対応することで、テキスト文字に音声をシンクロさせて読むことを可能にいたしましたマルチメディアDAISY版教科書の提供を始めました。DAISYとはデジタル・アクセシブル・インフォメーション・システムということで、この略でございます。具体的には、パソコンや大型テレビの画面に映し出された教科書の文字また写真を音声聞きながら読み進めていくものでございます。よりわかりやすく申し上げれば、音声に合わせて読み上げる文字の色を変えていくことで読みやすくなる、このようなものでございます。カラオケの画面を想像していただければ、イメージとしてつかめるものでございます。

発達障害の中でもLD、学習障害、中でも読んだり書いたりすることが苦手とされるディスレクシアと呼ばれる症状は、知的には問題がなく、聴覚、視覚の知覚的機能は正常なのに、読み書きに関しては特徴のあるつまづきや学習の困難を示すもので、LDの中心的な症状だとも言われています。長い文章を正確に速く読むことが困難、文中に出てきた語句や行を抜かしたり、繰り返して読む、一字一句は読めても文章をとるのが難しいなど、学校生活の場面では教科書や黒板に書かれた字を認識すること自体に困難があったり、その結果、授業に集中ができなかったりします。こうしたディスレクシアの症状の発現率は文科省の調査でおよそ4.5%、すなわち25人に1人程度存在するとされています。決して少ない数字ではありません。

そこで、注目されているのがDAISYと呼ばれる技術でございます。DAISYとは、スイスに本部を持つ国際共同開発機構であるDAISYコンソーシアムが視覚障害者や普通の印刷物を読むのが困難な人々のために開発、維持している国際標準規格のことで、専門のソフトウェアを使い、パソコンの画面等で本を再生し、あるいは作成する技術でございます。先ほど申し上げました日本障害者リハビリテーション協会では、この技術を用いてDAISY教科書を作成し、申請いただいた方に提供を行っています。

文科省では平成21年度より、DAISY教科書などの発達障害等の障害特性に応じた教材のあり方や、それらを活用した効果的な指導方法等について実証的な調査研究が実施されて

います。平成21年12月現在で約300人の児童生徒が活用され、保護者から学習理解が向上したとの効果が表明されるなど、D A I S Y教科書の普及推進への期待が高まっているところがございます。しかし、D A I S Y教科書は無償給与の対象になっておりません。したがって、保護者はもちろん、教育委員会や教員の方々の認識もまだまだおこなっているのが実態であると考えます。

そこで、本市においては、さきの平成21年度事業で県下の先進的な取り組みとして学校ICT事業が普及し、いち早く情報化推進教育にその環境を整備していただきました。この環境を活かす上において、本事業の整備についてご所見並びにご見解をお伺いさせていただきたいと思っております。

最後に、話題は少し変わりますが、昨年度3月議会にも質問をさせていただきましたインフラ整備についてでございます。市内生活幹線道路と位置づけされる国道165号線大和高田バイパス第4工区の整備状況について再度お尋ねいたしたい、このように思います。

昨年3月議会、石田都市産業部長、現都市整備部長のご答弁では、平成21年12月2日の朝日新聞において全国で直轄工事の156路線が事業凍結を発表された。この165号線大和高田バイパスも凍結候補であることが判明いたしました。関係大字、一部地権者の方からも今後どうなるのかといった問い合わせをいただいているところである。しかし、その後凍結候補に挙げられた全国の47路線、奈良県内の3路線については、奈良国道事務所でも平成22年度の国会の予算通過待ちという返事であった。いずれにしても県道御所・香芝線、特に竹内、太田南、鈴原、この3つの交差点では1日の交通量が2万6,000台を超える状況になっている。渋滞は茶飯事で通過大字の日常生活にも大きな影響を及ぼしている。今後は渋滞の解消、通過車両の分散化を図る上でも、平成22年度の国の予算、またその状況を見きわめながら、奈良県国道事務所と連携を密にして対応してまいりたい、このような内容でございました。改めて、この間の経過等の説明を再度求めておきたいと思っております。

また、この間、新市計画に基づく商工業の振興による地域活性化事業として（仮称）道の駅構想がワーキング会議を中心に議論が進んでいるところであります。今申しあげましたバイパスの延伸による交通体系の変遷と、この道の駅の設置予定候補地を見据えた総合的な整備についても、あわせてご所見をお伺いさせていただきたいと思っております。

質問は以上でございます。関係当局には明快なご答弁をよろしく願いいたします。

なお、再質問は質問席にて行います。よろしく願いいたします。

西井副議長 中尾教育部長。

中尾教育部長 5番、朝岡議員のご質問の平成22年度末、平成23年度事業予定において小中学校校舎耐震状況と県下平均耐震率について、2番目、今後の耐震化における幼稚園舎の事業計画について、3つ目の教育関連施設、市民体育館、スポーツセンター等耐震補強についての見解と今後の事業計画について、4番目の財政計画のもと、給食センター統合における事業の見解、5番目、小中学校の授業におけるD A I S Y教科書の導入についての見解について答弁させていただきます。

平成22年度、平成23年度の地震補強・大規模改造工事についてご説明申し上げます。平成

22年度につきましては、當麻小学校の屋内体育館と新庄中学校の校舎の地震補強・大規模改造工事を実施いたしました。また、平成23年度につきましては、新庄小学校の南中棟と磐城小学校の北中棟の校舎の地震補強・大規模改造工事を予定しております。

次に、小中学校の耐震化率でございますが、平成22年度工事完了の耐震化率が87.2%となり、平成23年度工事完了後の耐震化率が91.5%になります。なお、平成25年度工事完了後に100%となる予定でございます。奈良県下の耐震化率につきましては、最新の情報といたしましては平成22年4月1日現在の耐震化率63.6%、葛城市は80.9%で、県内各市町村の順位といたしましては13位、市では生駒市、五條市の次の3位となっております。

続きまして、今後の幼稚園舎の耐震化における事業計画についてでございますが、平成22年度に新庄幼稚園の2階建ての園舎の耐震診断業務を実施いたしました。診断結果につきましては、I s値、鉄骨の指標が0.10となり、地震の震動及び衝撃に対して倒壊または崩壊する危険性が高いとなりました。現在、平成23年度予算で、新庄幼稚園の北棟、残りの園舎の棟でございますが、耐震診断業務と南棟2階建ての園舎、耐震補強計画の実施を予定しておりますが、今後は改築等を視野に入れまして財政当局と協議を図り、新庄幼稚園の耐震計画を進めてまいりたいと考えております。

なお、今後の幼稚園の耐震化についてでございますが、幼稚園の耐震診断の調査対象となる建物が7棟ございます。平成22年4月1日現在で新耐震基準のものが4棟で、残り3棟が旧耐震基準の建築物となっております。これは新庄幼稚園のリズム室を平成21年2月に改築したことによりまして新耐震基準となりましたので、旧耐震基準の建築物が4棟から3棟に減少しております。今後、学校の耐震化事業が平成26年に終了いたしますので、学校の耐震化が完了後に、幼稚園の旧耐震基準の建物について耐震診断の実施と耐震補強計画の業務を進めてまいりまして、診断結果によりましては地震補強工事等を実施していきたいと考えております。

次に、教育関連施設、市民体育館、スポーツセンター等耐震補強についての見解と今後の事業計画についてでございます。教育関連施設の建築物は11棟ありますが、その中で新耐震の建築基準で建てられた建築物が7棟となります。具体的に申し上げますと、當麻図書館（昭和62年建築）、當麻文化会館（昭和62年建築）、新庄文化会館、新庄図書館（平成4年建築）、當麻スポーツセンター（昭和58年建築）、コミュニティセンター（昭和58年建築）、新庄給食センター（昭和62年建築）、歴史博物館（平成12年建築）となっております。また、旧耐震基準の建築物は4棟で、具体的に申しますと、新庄スポーツセンター（昭和55年建築）、市民体育館（昭和50年建築）、中央公民館（昭和50年建築）、當麻給食センター（昭和54年建築）の建物でございます。

耐震化事業につきましては、新市建設計画に基づき、まず、地震等の災害から子どもたちを優先的に守るということで、学校施設の耐震化から先に取りかかってまいりました。ご質問いただいております教育関連施設の耐震化につきましては、給食センターは現在、統合も含めて検討をいたしており、その他の教育関連施設につきましては、学校幼稚園施設の耐震化が終了後に引き続き進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいた

します。

次に、D A I S Y教科書の概要につきましては、ただいまご説明いただいたとおりであり、視覚障害や学習障害を有する児童生徒の読みの学習に特に有用であると言われております。今後、特別支援を要する児童生徒の実態に応じ、拡大教科書の使用とあわせて効果的な活用方法を研究させていただきたいと考えております。

なお、本市の場合、就園、就学等の教育相談にかねてより力を注いでおり、特別な支援を要する幼児、児童、生徒につきましては、その時点で詳細に状況を把握いたしますとともに、各人に最も適した保育、教育が進められるよう、協議とその実現を図っております。今後、指導の際にD A I S Y教科書の活用効果が見込まれる場合は、積極的に活用を進めたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

西井副議長 石田都市整備部長。

石田都市整備部長 それでは、朝岡議員の3番目の質問でございます生活道路の拡充ということにつきましてご答弁を申し上げます。当大和高田バイパス4工区につきましては、ご質問のとおり平成22年3月議会で一般質問をいただきまして、凍結路線の対象となっておりますので平成22年度予算の通過待ちとご答弁を申し上げましたが、平成22年度予算段階でこの凍結が解除となり、不確定ではありますが、予算がつくこととなりました。しかし、その事業進捗は事業評価委員会の決定後となり、昨年9月に評価委員会が行われております。その結果、当事業は推進すべきの結論が出ております。以後、この報告と今後の進捗方法につきまして、奈良国道事務所の調査課長並びに専門官と協議を行いまして、進んでいない竹内當麻間の説明会の開催を行うこととなっておりますが、現時点ではまだ実施できていないのが現状でございます。今後、山麓線の渋滞状況、特に地元當麻交差点の状況を確認しながら、これまでの状況を踏まえ説明会開催を実施してまいりたいと思っております。

また、道の駅に連動した交通体系ですが、3月1日のワーキング会議におきまして、道の駅の設置場所は山麓線南阪奈道路が交差する太田南交差点付近で、設置施設につきましてもほぼ固まりつつあるところがございます。今後、検討委員会に提出すべく、現在資料作成を行っているところがございます。また、バイパス4工区の分岐地点から離れたところになりますが、通過車両の立ち寄りだけではなく、直販、市観光の拠点、親子で楽しめる提供の場所など、目的を持って来ていただける道の駅設置を考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

西井副議長 朝岡君。

朝岡議員 ただいまは教育部長並びに都市整備部長より詳細なご答弁をいただきまして、ありがとうございました。ご答弁をいただいて、幾つかの点につきまして再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、小中学校の耐震化については、ご答弁でお示しのとおりでございます。県下の状況や12市の耐震化率の経過においても高い推移をたどっておりますことに、大いに評価をさ

せていただくところでございます。今後も残る各校舎等の耐震補強においては、十分な審査のもとで事業執行に努められるようによろしくお願いしたい、このような思いでございます。

幼稚園舎につきましては、先ほどのご答弁では、この平成22年度で耐震診断をした新庄小学校附属幼稚園舎においては、I s 値、これが基準よりも劣るとい、このような結果が出たというご報告でございました。このような結果を踏まえた上では、平成23年度事業にも一部盛り込まれておりますが、当然、当初の平成26年度以降の取り組みで事業をする、こういうことでは安心して安全な教育環境の整備を最優先したとは言いきれないと思わざるを得ないわけでございます。

きのうのニュースで宮城県沖の地震についても、ちょうどお昼ごろでございましたので、卒業式をされている映像が流れていまして、卒業生が起立するところが立てなかったと、このような映像もテレビに映し出されておられました。当然、耐震補強で済むのか、また改築、建てかえが必要なのか、このようなことが今後早急に決断を図られることが望ましい。しかしながら、いずれにせよ事業費を捻出していただくことが急務であります。さきの行財政特別委員会でも議論がありましたように、合併の特例として有利な地方債で新たに新市計画に取り入れ、他の校区の新庄北や磐城幼稚園舎もあわせた事業計画を早急に進めるべきではないか、このように思うところでございますが、市長のご見解をお伺いしておきたいと思うところでございます。

また、社会教育施設についても幾つかの新耐震基準以前の建築年次、當麻給食センター、昭和54年、市民体育館、昭和50年と、このような施設をお示しいただいたわけでございますが。とりわけ先ほど来質問をさせていただきました2カ所の給食センターにおいては、新庄給食センターが昭和62年、當麻給食センターが昭和54年、いずれも古くなっております。北海道で過日、食中毒事例もございました。設備の老朽化における懸念が指摘もされておるところでございます。これも今後、市単独での事業を推進する過程において、十分に議論をされた上で、合併特例債等を発行した財源を活かす安全で安心な整備を進めていただきたいと願うところでございますが。この件につきましても市長のご所見を再度お伺いしておきたい、このように思うところでございます。

教育関連では最後に、DAISY教科書につきましては、発達障害のある児童生徒の学習を支援するツールとして積極的な活用推進をしていただきたいと、非常に前向きなご答弁をいただいたところでございます。これとまた関連で申し上げれば、このDAISY教科書ではなくて、正規の教科書としてのデジタル教科書、これを文科省では2015年までに全ての小中学校に配備をする、この予定であると、このように伺っているところでございます。本市では今、先ほど申し上げましたように、各教室に配備をしてある大型デジタルテレビ、これを最大限に活用してできるすぐれものでございます。先生の研修でモニタリングをして、試験的な導入を始めてもいかがかなと、このように思うわけでございますが、教育長のご見解、ご所見をお伺いしておきたい、このように思うわけでございます。

最後に、大和高田バイパスの第4工区延伸の進捗状況、石田部長からご答弁をいただきました。国の事業評価委員会が推進すべきであると結論をいただいたことに大きく評価をさせ

ていただきたい、このように思います。やはり長年にわたりこの事業の執行に対し、当該大字関係各位の皆様方を始め、この間の地域整備における交通体系の変遷等で交通車量の増加において、この第4工区の事業開始を待ち望んでおる多くの市民にこたえるためにも、これからさらなる国、県の動向を調査いただきながら、地元の意見を大いに反映していただきまよう働きかけていただきたい、このように思うところでございます。

市長は平成23年度以降においても大字懇談会を開催される、タウンミーティングを開催される等々に当たって、やはり当該大字を始め、この間この事業の評価委員会の結果等をやはりお示しされ、事業の進捗状況をつぶさに報告されるべきだと、このように考えますが。教育関連のお話も含めて市長のご見解をお伺いさせていただきたい、このように思うところでございます。

再質問は以上でございます。よろしくお願いいたします。

西井副議長 大西教育長。

大西教育長 D A I S Y教科書の有効活用ということの再質問をいただきました。教育部長の方から、積極的な活用を検討したいということで答弁させていただきましたが、今、学校現場、多様な子どもたち、それへの対応ということが強く求められるというところでございます。いわゆる学習障害、LDとかADHDと言われる子ども、統計的には6%ぐらいいるのじゃないか、あるいは専門家によれば、いやいや、10%ぐらいいるんじゃないかと、そういう状況の中で、本当に細かく一人一人の子に応じた指導というのが充実が一層図られるというところでございます。

本市におきましては、まずはそういう子どもたちの実態をどう把握するかということで、カウンセラーの派遣、教育相談の充実、さらには就学指導の充実、こういうことで、子どもたちの就学の際におきまして一人一人どのような指導が適当なのか、どういう環境が必要なのか、こういうことを十分把握しながら指導体制を組みながら、そういう子どもたちの指導に当たっているのが現状でございます。

市費によります特別支援の講師あるいは特別支援補助員を配置しながら、本年度、平成22年度は新庄中学校におきましては学習障害への対応という通級指導教室、これを県の教員派遣を得まして中学校で県内初めての研究的な取り組みをすすめながらそういう子どもたちへの対応ということもやっていこうと、こういうことで踏み出したところでございます。

ご指摘のようにディスレクシアの症状にある。そういう研究会あるいは部会等を通じますと、ご指摘の中にございました読めるけれどもなかなか文意がとれないとか、あるいは計算はできるんだけど、どうも文字の世界がうまく広がらないとか、そういうような子どもたちがいるということも聞かされております。現在、そういう子どもたちにつきましては、教員個々個々かたわらにつきながら、配付している教科書、これを一つ一つ一緒に子どもと読みながら、一つ一つの課題、問題を一緒に考えながら学習指導をしているところということでございますけれども、なかなか苦手な部分をサポートしながらよさを伸ばすということにつきましては難しい課題でございます。

今、ご提案いただきました。子どもたちにもいろんなタイプがございまして、視覚的な

機能を用いて理解できる子、聴覚優先で理解が深まる子、いろいろなタイプがございます。そういう子どもたちのタイプに合わせて、ご提案いただきましたDAISY教科書、この有効性につきまして、まだまだ私たちも不勉強でございますので、学校現場と一緒になりまして今後研究を進めてまいりたい。そのためには学校のICT化によりますハード面でのものの整備をしておりますので、今後そういう準備されるソフト、そういうものの活用を進めながら、個々個々に応じた指導がより充実していくような、そういう研究を進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

西井副議長 山下市長。

山下市長 朝岡議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。ただいま、先ほど教育部長の方からお聞きをいただいて、ちょっと心配をされる部分あるのかなというふうに思います。耐震診断の結果、新庄幼稚園はI s値が0.1になったということで、私もこのことについて考えていかなければならないなというふうに思っています。

私の施政方針演説の中にもお示しさせていただきました。事業費の7割近くを国費で持ってもらえる有利な起債である合併特例債の期限が残り4年となる中、新市建設計画の見直しを図りながら財政の健全化には注視しつつ、葛城市の将来に必要な事業を見定めて着実に実行していくための重要な年であると。

この幼稚園の耐震化等について、改築や、建てかえになるのかわからないですけれども、これは新市建設計画には入っておりません。また、先ほど懸念をされております給食センターの建てかえ等につきましても、新市建設計画の中にはこれは入ってございません。これは私の方から議員の皆様へ投げかけをしていきたい、ご提案をさせていただきたいというふうに思います。

葛城市の財政状況というのは当然考えていかなければならないのであろうというふうに思いますけれども、健全財政を続けていくことが前提の話でございます。しかしながら、必ず建てかえなければならない、補強なりしていかなければならないこの新庄小学校附属幼稚園のこういう問題であったり、また給食センター、合併特例債を使った後でも必ずこれは手をつけていかなければならない事業というのがあるわけでございます。これを7割まで国に持ってもらえる新市建設計画に入れるべきであるのかどうかということをしつかりと議論させていただかないと、平成26年が終わってからやりますよということであれば、ご心配のとおり、おくれていくかもしれない。いつ何時そういう地震が起こるかもしれない。できるだけ早く対処していきたいということになれば、この新市建設計画の中に含んで事業に取り組んでいくべきであらうとも私は考えるわけでございます。その議論をこれから平成23年度、議会の皆様とともにさせていただき、真に葛城市の将来にとって必要な事業、合併特例債は残り4年間しか使えないわけでございますから、その中で何をしていかなければならないのかということをどうぞ議論させていただき、できるだけ早急にその方向性を示していけるようお願いをしたい、また、ご提案をさせていただきたいというふうに思っております。

また、高田バイパス第4工区の問題につきましては、大字懇談会等で、またタウンミーテ

ィングも含めてつぶさに情報を開示させていただき、現在このような状況になっておりますということをお知らせさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

西井副議長 朝岡君。

朝岡議員 ただいま市長並びに教育長にはご答弁いただきまして、ありがとうございます。昨日の定例会初日、市長の施政方針をお聞きをさせていただいて、その中にも述べられておりますように、各部局からの予算要望、各事業の効果検証を点検した上で、昨年度に引き続き枠配分予算を提唱した限られた財源の中で厳しい財政状況を把握してまちづくりを進めていく、このようにお伺いをさせていただいたところでございます。

今のご答弁でもお伺いできますように、合併の特例を受ける期限が刻々と迫りくる中、再度市民生活全般にわたって何を優先すべきかと、このようなことを検証する。また、今後において英断すべき事業等が、その決断をなすべきときは、先ほど市長がおっしゃられたように、この平成23年度ではないか、このように思うところでございます。合併特例の有利な地方債を活用した新たな事業を、新たに必要となる事業を取り入れていく。このことについては、先ほど来お示しをいただきましたように、財政運営を考えていく中では大変慎重にならざるを得ないというのは私どもも周知のとおりでございます。期限が迫る中で多くの市民のお声を聞いていただいて、また、優秀な職員各位の意見を集約していただいて、ぜひとも新市計画等を見直した、幼稚園舎を含む新たな各事業のご提案を求めておきたいと思っております。

DAISY教科書につきましても、教育長からは非常に前向きなご答弁ありがとうございました。ぜひ一度、教員の皆さん方とともに調査研究をお願いいたしたいと思うところであります。

いずれにいたしましても、ますます深刻化する少子高齢化、まだまだ先行き不透明な経済状況のもとで、地方自治の役割は大変重責な位置にあり、市民生活を左右する行政サービスは、これまで以上に市当局が一丸となって各事業に取り組み、市民の期待にこたえる事業の執行に向け、なお一層の努力をお願い申し上げたい、このように思うところでございます。私の一般質問は、以上のような所見を申し上げて終わらせていただきたいと思います。

以上でございます。ありがとうございます。

西井副議長 朝岡佐一郎君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11時38分

再 開 午後 2時00分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、4番、春木孝祐君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

4番、春木君。

春木議員 日本共産党の春木孝祐でございます。よろしくお伺いをいたします。

きょう私が質問をさせていただきますのは2つです。1つは、最終年度における集中改革プランの評価について、2つ目は、葛城市地域経済の活性化政策・施策についてであります。

具体的には質問席でさせていただきます。

本日させていただきます2つの質問は関連したものでございますので、皆様にご理解をいただくために、最初に、市政を取り巻く私の状況認識と質問の趣旨について述べさせていただきます。

ご承知のように我が国の長、内閣総理大臣は主権者である国民が選挙した国会議員によって選出されておりますが、地方自治体は自治権を持つ住民が自治体の長を選出し、また、私たち議員は主権者である住民によって選挙されているところでもあります。これは日本国憲法によって定められているところでもあります。地方自治体では住民はその意思を2回の選挙で示すことができるので二元代表制と呼ばれ、よい意味で行政機関と立法機関である議会を対立関係に置き、それぞれの独善、独走を防ぐ非常に民主的な制度と評価されているところでもあります。葛城市では山下市長と私たち18人の市会議員が市民の代表であり、職員の方と日々市民全体の奉仕者、公務員として、暮らしと福祉向上のために働いているところでもあります。その連携をより一層強化することが今非常に大切になっていると考えております。

一方、長年3割自治と称されるように、国の関与を強く受けながら自治行政が行われてきました。しかし、近年、地域主権の確立が強く叫ばれ、そのために地方自治法の改正を始めとする種々の制度改革がなされつつあります。また、具体的な最近の動きとして、従来、国土交通省は、所管している道路や下水道などの事業については個別補助金を出しておりましたが、これを原則廃止し、社会資本整備総合交付金に切りかえ、自治体から提出された社会資本整備総合整備計画に基づいて交付金を出すように切りかえられたところでもあります。私は基本的には必要な財源は地方に移譲すべきだと考えておりますが、こういった傾向は自治体の施策を尊重している点では評価できると考えております。

議会におきましては、地域主権の新しい時代に対応すべく、政策立案機能、そして行政の抑制監視、いわゆるチェック機能の2つの機能の充実のため、議会改革が行われているところでございます。行政に置かれましても平成18年度から5年間、集中改革プランによる行政改革を進められ、最終年度を迎えられたわけでもあります。今、その総括と、そして新しい時代を展望した今後の方向性を示していただきたいと思います。

また、これらの施策を推進していく上で財政問題は非常に重要であります。今までのように国、県の補助を十二分に活用することが得策であることはもちろんですが、国の財政が非常に厳しい今日、自前の地域経済活性化施策が求められていると考えております。具体的にされている施策はもちろんですが、思い切って夢を語っていただきたいと思いますところでもあります。

少し前置きが長くなりましたが、具体的な質問に移らせていただきます。

まず、集中改革プランの評価についてお聞きをいたします。最初に、当市では行政評価制度が平成21年度から本格実施され、平成20年度の事務事業評価結果は既に公表されておりますが、平成21年度も含め、廃止及び民間委託とされた業務を挙げていただきたいと思います。

よろしくお願いたします。

西川議長 河合部長。

河合総務部長 春木議員のご質問にお答えいたします。本市の行政経営の理念でございます自立した財政運営によります継続的な発展が可能な都市づくりに沿って、職員の意識改革、業務の改善、改革等の目標達成のため、平成20年度より行政評価制度を導入いたしまして、試行的に事務事業評価を実施いたしているところでございます。この事務事業評価につきましては、担当職員みずからが市民の視線で、各課で行われた事務事業について客観的にその仕事の目的や方法を見詰め直しながら意識の改革を図ることを大きな目標としているところでございます。そして、評価結果に基づきまして、目的達成のための課題や問題点を発見いたしまして、各課が主体的に改善・改革方法を考え、それを実施していくという全職員参加型の取り組みを行ってまいったところでございます。

平成20年度におきましては、平成19年度実施いたしました業務内容のうち試行的に63の事務事業の評価を行いまして、廃止及び民間委託すべきとされた業務につきましては市政モニター事業となっておりますところでございます。また、平成21年度におきましては、本格実施ということで、平成20年度実施いたしました業務の洗い出しを行いまして、直接的に市民サービスを伴わない内部的、定型的な業務となる内部管理業務や法定受託事務を始めまして、法令などに市が実施することが義務づけられた業務を除いた155の事務事業の評価を行いまして、休止、廃止となりました事務事業は、ふれあいエコパーク、それから、事業の終了、完了となりました事務事業につきましては友好自治体交流事業となっておりますところでございます。平成22年度におきましても、平成21年度に実施いたしました業務の洗い出しを行いまして、引き続き156事業の事務事業評価を現在行っているところでございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

西川議長 春木君。

春木議員 ありがとうございます。今、部長の方から答弁がございました。その中で特に私が感心いたしましたのは、全職員参加型の取り組みとして始められたということ、そして、簡単におっしゃいましたですけれども、平成21年度は155事業、平成22年度は156事業の評価を行いというふうに読めば簡単なんですけれども、実際の中身としては非常にたくさんの業務がそれぞれの事業にもぶらさがっておりますし、非常に組織を挙げての大変なご努力のたまものと思います。そのことについてまず敬意を表させていただきたいと思ひます。

この全職員型の取り組みは3つに分けられておりまして、まず、トップは行政改革推進本部。もちろん本部長は市長でございます。行政改革プロジェクトチームと各課。各課とトップとの間の橋渡しを整理したり、いろんなことをする役割としてプロジェクトチームがあるというふうに理解をします。

私は今公表されている平成20年度の事業について勉強させていただいているところでございますが、それを見ておりますと、大体10月にはその結果を出して、そして公表をするというふうな計画として上がっているわけなんです。こういう大変な努力が要ることではあります、こういったスケジュールでしっかりこの取り組みがなされる、このことがどれほど成果を上げていくか。このことによつて葛城市が行われる施策あるいは根本的な政策の見直しにもつながるものとして、全体的な良否を決めていく非常に革新的な取り組みではないか、

核心となる取り組みではないか、そんなふうな確信を今得ているところでございます。

まず、本部長の市長から、こういった多大な努力が要るわけですが、こういった取り組みについてどのように評価をされているのか、まずお聞きしたいと思います。よろしく願いします。

西川議長 市長。

山下市長 ただいま春木議員からのご質問に対しましてお答えをさせていただきたいと思っております。事務事業評価、平成20年度から試行的に開始をいたしましたものでございますけれども、先ほど部長からの答弁のとおり、平成21年度、155もの事業の評価をさせていただいたということでございます。ただ、この事業の中でも、155という事業が全て細部にわたってそのまま各課で担当されている事業かといえばそうではなく、例えば子どもの読書等、読み聞かせ等にかかわる事業ということであれば、図書館業務もあれば、子育て、福祉の業務があつたり、健康福祉センターでされている業務もまざってその1つの枠になって出てまいるというようなこともあるわけでございます。

そういったことを前提としてお話をさせていただくならば、1つのくくりで評価をしておりますけれども、これを内部の目で、まず全庁的に行っていくということはとても大事なことであろうというふうにも考えております。それをまた外部の方々にその一端をですけれども見ていただくのが市民判定会であつたりするわけでございますけれども、これを引き続き実施させていただくことによって、みずから反省をすることを見つけ出し、また、真に必要な市民サービスというものを見つけていくという、また、自己反省をしながらよりよいサービスを模索していくためにはどうしても必要な作業ではなかろうかというふうに位置づけ、これからも実施をしてまいりたいというふうに思っております。

西川議長 春木君。

春木議員 ニュアンス的には若干温度差があるような気もするんですが、これにかかわってもう一つお聞きをさせていただきます。読ませていただいている計画によれば、この市内部で評価が固まった後、外部の委員さんがおられる行政改革推進委員会に報告すると、そういう建前になっていっておるんですけども。どうも今年度はなさいましたけども、前年度についてはなさっていないようにもお見受けします。

それから、先ほどご答弁いただいたんですが、平成20年度に行われた事業の評価では、ほとんどの事業が、もちろん改善とかいろんなことが、一部もう出していくとか、そんなことでさまざななことがあるんですが、必要な事業として継続すべき、そういう判断が下されているところであります。平成21年度は作業がおくれているということで、今、課とプロジェクトチームと多分市長の間をぐるぐる回っていて検討を加えられているというふうにはお聞きしておりますけども、なぜおくれしてしまうことになっているのか、その辺のところと、それから、今のところどういう事業が、これは平成20年度については見させていただきましたが、平成21年度事業についてはまだ上がっておりませんので見させてもらっていないわけですが、どんなふうな傾向に今のところなっているのか、もしお答えいただけるようでしたらお答えしていただきたい、そんなふうに思います。

西川議長 河合総務部長。

河合総務部長 ただいまの質問でございます。まずは、平成21年度の事務事業評価の分についてでございます。何分プロジェクトチーム等のやりとりの中で、いわゆる調査をするその内容が多くあるわけでございます。そのような点の中で、まだ年度末ということになるわけではございませんけれども、近いうちにそれにつきましてはまた行政改革の推進本部に諮りまして、それを報告させていただきたいというふうに思っているわけでございます。

もう一つ、行政改革にかかわりまして、行政改革の推進委員会の位置づけということでございます。当初の行政改革の推進委員会の位置づけは、全体の行政改革に当たりましての重要事案につきましては行政改革の推進本部に市長が諮問を申し上げまして、それを答申を受けてというようなことが行政改革の推進委員会の役割ということになっておるわけでございます。今回の事務事業評価につきましては内部評価でございますので、各課からプロジェクトチームを通じまして行政改革の推進本部の方に上がって、それが計画なり実施、それから改善、そういうような形のサイクルを踏んでいるというようなことでございますので、その点でご理解をお願いいたしたいと思っております。

西川議長 春木君。

春木議員 市長からご答弁いただけるものと思っておりましたんですけども。要は、まだ市長はお読みになっていないということなのかどうか。それから、外部の委員さんのおられる推進本部がそういう位置づけであるというのなら、それはそれで別に構わないわけですけども、私が読ませていただいた計画の中では、内部で努力された結果を外部におられる推進委員に上げていくんだというふうになっておりましたからお尋ねをしたわけです。市長に確認だけしておきたいと思っております。

西川議長 市長。

山下市長 済みません。ちょっとこちらの方で準備いたしていなかった質問でございまして、申しわけございません。その事務事業評価につきましては、私も一度目を通させていただいておりますし、ただ、これを当然活かしていくべく、推進会議に付していくかどうかということは、またこれから検討していくということでございます。

西川議長 春木君。

春木議員 最初に強調させていただきましたように、非常に大きな努力をされている。例えば予算であったりですね。つまり、市民にサービスをするのは具体的な大きな意味では政策があって、それに基づく具体的な施策としてあらわれていくわけですね。このことを職員全部寄って、しかも何回もぐるぐると内部でやりとりをして精査していく。その結果が本当に大切にされないと、苦勞した職員の立場はあったもんじゃない。それやったらもうなかった方が、強く言えばね。大変な、実際やってみたら大変。僕、ワークシートを見させていただきましたけど、大変です。ぜひその職員の努力をしっかり踏まえて施策に反映させていただきたい。強く、また改めて意見を述べさせていただきます。

それから、もう少し具体的に、実はたしか9月議会でしたか、教育委員会の方からは平成21年度事業分の評価報告書というのを議会にいただいております。ぜひ市長部局におかれま

してもホームページで公開される前に議会の方に何とか提出をいただきまして、私たちもしっかり勉強させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

事業評価の一番最初になる事務事業評価シートというのがございまして、A4で裏表きっちり書くようになっているんですけども。その中で1つ、その事業を推進していく体制ですね。費用対効果についてはきっちり書くようになっているんですが。どういう人間でやっていくのか、何人でやっていくのか、そういったことについても、その事業をきっちりとやりとげる、遂行していくという立場で、ぜひやり方も含めて職員の提案を受けていく、そういうように追加をしていただけたらというのが、私の今まで読ませていただいた中での強い感想であります。この件はこれで置きまして、次の質問に移らせていただきます。

次は、2番目めというか、同じ項目ですけども、事務事業の見直し、人材育成、民間委託の推進、組織機構の再編など、さまざまな改革がこれまでなされてきたわけですが、これらと関連して実施されてきたいわゆる定員管理ですね。人員削減等も結果的にはそうですが。市民サービスの向上や市民ニーズの対応、組織の活性化の観点からは、このことをどのように評価されているかお聞きしたいと思います。

西川議長 森川企画部長。

森川企画部長 ただいま春木議員の方から質問をいただきました件についてご答弁を申し上げます。

まず、組織ということが非常に大事なわけがございます。組織は単に人の集合体、集まりというだけのものではなくて、1つの目的を完遂するための貢献したい、しようという意欲の集まりでなければならないと思っております。そして、そういう組織力というのはそうした職員の力の総和であろうと、そういうふう理解をいたしておるところでございます。

組織の組織力を高めるには個々の能力を高めていくことが重要でありますけれども、3本の矢ということもありますように、個々の力を束ねれば一層の力が発揮できるということでもあります。これにはお互いのコミュニケーションが重要であります。組織内の価値、目標が共有され、職員が協力し合いそれぞれの役割を十分に果たすことと、情報がスムーズに流れ共有されることも業務を遂行する上で欠かせない要素であると考えております。職員が常にお互いに報告する、連絡する、相談するという基本に徹し、チームワークを乱すことのないようチームワークを高めるため、各課においても朝礼や夕礼のときを活用して、その意識の徹底に取り組んでおるところでございます。

そういう考えのもと、まず、事務事業の見直しにつきましては、行政評価制度の一環として現在、先ほどの答弁とちょっと重なるかもわかりませんが、事務事業評価を行っております。これは職員の意識改革、業務の改善、改革、市民への情報公開の3つの目的を持って行っておるわけがございます。それぞれの担当におきまして事務事業の目的や意図、遂行の手段を確認し、その妥当性、有効性、効率性について評価を行い、改善の方策や今後の方向性について提案をするというものでございます。職員一人一人が漫然として仕事を行うことなく、常に問題意識を持って取り組むことによりまして、効率意識を持った、より効率的な行政運営を行えているものと考えております。

また、人材育成につきましては、人材育成基本方針のもと、それぞれの職責に求められる

能力の開発、向上を目指して、職員研修を中心とした取り組みを行っております。昨年度から民間企業での研修を行い、民間企業等においてその実務を経験することにより職員の意識改革と職務能力の開発及び向上を図り、これらの市政・行政施策や課題に対応できる人材育成を行っております。研修の成果については、課内また部内等で発表できる機会を与えております。こうした取り組みとともに、定員管理として行革大綱のもと、集中改革プランにおいて定員適正化計画を策定し、職員数の削減を行ってきたところでございます。当初の目的が達成いたしましたところでございます。

この間、地方分権によります権限の移譲や制度改正などによる事務量の増加、市民ニーズの多様化など、行政の仕事量は年々増加してきているのが現状であると考えます。これらの対応として、より効率的な運営ができる組織・機構の見直しや、先ほど申し上げました人材育成による職員の資質向上を図るとともに、日々雇用職員などの臨時職員の力をかりながら市民サービスの維持、向上に努めているところでございます。

また、組織の活性化という面につきましては、勸奨退職制度の活用により、想定以上の新陳代謝が図られている一面もあるものの、またこれにより十分に活性化は図られているものと考えております。今後もより一層の活性化を図るために、民間企業での研修を始めとしたさまざまな職員の研修の充実や、公平公正な人事評価制度を早期に構築致しまして、その適正な運営を行うことによりまして、職員のやる気の喚起を促してまいりたい、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

西川議長 春木君。

春木議員 今、事務事業の見直し、人材育成あるいは民間委託の推進、組織・機構の再編と、個々の課題について、今までの経過と現状について詳しくご報告をいただきました。

市長にお聞きしたいと思います。市長は今までずっとこれをトップに立ってやってこられたわけではないんですが、朝の溝口議員とのやりとりにもありましたように、今、葛城市は非常に合併特例債を使った大きな事業計画をまさに実行していこうというところにあります。今ご報告がありましたように、それぞれの課題について着実に進行されてきたわけで、定員管理、つまり簡単に言えば人が減ったということですね。そういう現状の中で、今果たしてこれからこの事業を遂行していく上で、適切なそれを遂行していく人の配置というものは十分であったかどうか。別の単純な言葉で言わせていただくと、正規の職員を減らしてきたことが適切であったかどうか。どのように考えておられるか、今の率直なお考えをお示しいただきたい、そういうふうに思います。

西川議長 市長。

山下市長 春木議員の質問にお答えをさせていただきたいと思っております。平成18年度から取り組んでまいりましたこの集中改革プラン、一応、平成23年の3月末ということで、その当初の目的というのは達成だと、そういう結果になっているというふうに思います。市長としてこれが適切であったのかどうかという評価ということだろうと思っておりますけれども。

ただいま我々葛城市、チーム葛城市といえますか、職員一同、いろいろと皆様にお示しを

しております新市建設計画を始めとしたさまざまな事業に取り組んでおります。その間、勸奨退職を利用して新たな人生を歩み出しておられる方もたくさんいらっしゃるという中で、新陳代謝というのはかなり進んでいるということも一定の評価になるかというふうにも思いますが。ただ、大きな事業を遂行していくに当たって、このチーム葛城市のメンバーで事足りるのかというお話をいただいているのだというふうに思いますけれども。

事務量がふえ、これから先、けさからも何度か議論させていただいているように、4年間でこの新市建設計画の執行が終わってしまうというこの中で、何としてもこれを有効に活用して、10年後、20年後の葛城市民のために仕事をしていこうという観点に立てば、人材の確保ということに関して何らかの方策を考えていかなければならないであろうということは私の中に起こっております。それを今年度、これもまた、やはり議会の皆さんに相談をさせていただきながら、どのような人材の確保の仕方をしていくことが適当であるのかということも議論させていただき、ご提示をさせていただいて進めさせていただきたいなというふうに思います。

まず、これから10年間で定年退職をしていく職員の数というのは、これは単純に言えば100名ほどおるわけでございます。10年で100名の職員が退職をしていくという状況があるわけでございます。これをどう補っていくのかということも含め、また、市民のサービスを低下させずにより利便性を向上させる方法等も含めて、正職員を確保していくことがいいのか、それもやはり10カ年の財政計画でお示しさせていただいたように、葛城市の財政状況もかんがみながら、職員をたくさん雇用するということはイコールそれだけの費用が毎年かさんでいくということもあるわけでございます。そのあたりのバランスをしっかりと考えていきながら、人材の雇用とはどうあるべきかということも議会の皆さんに対してご提示をさせていただき、また方針を出していかなければならないというふうに考えております。

春木議員が望んでおられる答弁になったかどうかということにはちょっと心もとないというところでございますけれども、今考えているところはそういうことだということをお願いいたします。

西川議長 春木君。

春木議員 ありがとうございます。ぜひ、人を減らすということが目的にならないように、あくまでも今遂行すべき事業をやり遂げる、こういう立場で、別にたくさん人を雇えと言っている、単純なことと言っているわけではないんですね。逆に人を減らす、で、サービスを低下させない。だから、アルバイトをふやすんだと、こういうことが、正直言って、今行き詰まっている。大変な雇用、職員の管理とかそういうことも含めて、非常に組織全体としての活性化が厳しくなっている。そういうことが今までの1つの現時点での問題点であろうと、こう理解をしていくわけですね。だから、場合によっては思い切って人を、事業を、新しい事業をやるためには古い事業を捨てなきゃいけないかもしれない。けれども、とにかくこの予算に計上した、つまりやろうと決めた事業は絶対にやり遂げられる体制をつくってやり遂げる。これが私たち、それこそ市に働く者の市民に対する責任であろう。

だから、財政が非常に厳しいときにいろいろ苦勞されて、財政の方でもいろんな手を皆さ

んが知恵を寄せられて、せっかく予算として確定されていくわけですから。それが実行できないというほど情けないことはないわけですね。これは市民に対する一番サービスの低下だと、こういうことになるし、事業が大きければ大きいほど、その失敗、そのおくれというのが市民に対して多大な損害を与えているということ十二分に考慮に入れて頑張っていたきたいということをお願いしたいと思います。

それから、あと2つほど質問させていただくということで挙げさせていただいておりますので、ぜひご答弁をお願いします。

1つは、先ほども触れられております勸奨退職者がふえ、蓄積された経験、能力の継承が問題になった。この議会でも提起をされておりましたが、条例には再任用制度を活用することが定められております。これについてどのように考えておられるのか。

もう一つ、一緒に給与の適正化ということも集中改革プランで上がっております。これも定員管理と裏腹の性格を持ったものでございます。この2つの点についてご答弁をお願いします。

西川議長 森川企画部長。

森川企画部長 そういたしますと、再任用制度についてと給与の適正化ということの評価について、2つご答弁を申し上げたいと思います。

まず、再任用制度でございます。ご承知のように再任用制度といいますのは、年金の支給開始年齢の引き上げに伴いまして、定年年齢を引き上げずに、一旦退職した者を1年以内の期間を定めまして採用できる制度として平成13年度に創設されたわけでございます。また一方で、葛城市においては嘱託員制度もあるわけございまして、この双方を比較しますと、財政面では嘱託制度よりも再任用制度の方がより多くの費用が必要になってくる。また、定員の面におきましても嘱託員は定数外職員であるに対し、再任用職員は定数内職員であるということで、人事の刷新を図る意味でも嘱託制度を利用の方がより有効であると判断して今まで来たわけでございます。

また、年金の面におきましても、平成24年度末に定年退職される方までは、基礎年金部分の支給はないものの厚生年金部分及び職域年金部分の支給は退職後すぐに開始されます。一定の収入は確保されるという状況でもあります。退職される職員の理解のもと、嘱託制度を活用しているというのが現状でございます。また、今後につきましても、人事院の勧告にも盛り込まれております平成25年度からの定年年齢の引き上げや、これに伴う給与制度の動向を見守りながら、葛城市にとっても、また職員にとっても有効な制度の活用、運用を行ってまいりたいと考えております。

次に、給与の適正化の評価でございます。給与の適正化でございますが、給与制度につきましては国に準じたものとなっております、適正なものであると判断はいたしております。一方、給与水準につきましては、合併前の旧両町以来、国及び県内の他の団体と比較して低い水準であることは十分認識しているところでございます。また、ただ単に低い給与水準に抑えることが適正であると考えているわけではございません。現在、国においては公務員の人件費2割削減であるとか、また、公務員制度改革による人事院を廃止して労働協約締結権を付与

し、労使交渉による給与の決定などが検討されているところでございます。こうした国の動向や地域経済の状況、あるいは県内の他の団体の状況、葛城市の財政状況などもあわせて総合的に勘案いたしまして、市民にとってもまた職員にとっても納得してもらえるよう、より適正な給与水準となるよう努力してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

西川議長 春木君。

春木議員 どうもありがとうございました。少しだけ私、お願いをしておきたいと思います。再任用制度の件でございますが、先ほどご答弁にもありましたように、定年年齢の引き上げということに期待したいところですが、一方、また年金の支給開始年齢も引き上げられるというおそれもございます。十分その辺も考慮して配慮いただきたい。市長のお話にもありましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

給与の適正化につきましては、11月の臨時議会でやりとりをさせていただいて、市長の方から前向きな取り組みということでご答弁をいただいておりますので、きょうはそれをご報告いただいたということでしたらと思ひます。どうもありがとうございます。

もう時間が迫ってきましたので、次の2番目の課題に移らせていただきます。前置きはもう省略させていただきまして、合併して以後、葛城市財政の基盤を強化していく上で、いろんな地域経済の活性化の取り組みをしていただいていると思うんですが、そのあたりについてご報告をいただきたいと思ひます。

西川議長 大武産業観光部長。

大武産業観光部長 それでは、4番、春木議員のご質問にお答えをさせていただきます。地域活性化の取り組みということで、非常に幅の広いご質問でございますけども。主に商業、観光、農業と、こういった産業観光部の管轄の中でご答弁を申し上げたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

まず、中小企業等の支援でございますけども、平成17年度より中小企業資金融資制度を実施いたしております。平成17年度から平成20年度につきましては融資枠を2億円といたしております。その間の実績といたしましては、融資件数は159件、融資総額は7億1,000万円となっております。また、それに対する保証料の負担でございますが、1,580万円、利子の半分を助成する利子補給金につきましては850万円となっておりますところでございます。また、平成21年度からは融資枠を3億円に拡大させていただきまして実施をしております。平成21年度から平成23年の2月末までの実績といたしましては、融資件数51件、融資額は1億8,770万円となっておりますところでございます。また、それに対する保証料の負担につきましては100万円、利子補給金につきましては530万円を見込んでおります。今後につきましても3億円の融資枠を確保いたしまして中小企業者の支援を続けてまいりたい、こういうふうと考えております。

次に、国の政策的事業でございます緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生特別基金事業を十分に活用いたしまして、経済の活性化、また雇用の創出につなげていきたい、こういうふうと考えております。本市の実績といたしましては、平成21年度は交通指導員設置事業やガードレール等の防護柵点検維持事業、その他合わせまして10事業を実施しております。事

業総額は1,330万8,000円でございます。新規雇用者は25名となっております。平成22年度につきましては、大字間の防犯灯設置状況調査事業や循環型社会推進事業のほか、合わせて13事業ございまして、予算総額につきましては4,839万円、新規雇用につきましては33名でございます。新年度につきましてはさらに積極的に本制度を活用させていただきまして、ご存じのように高齢者世帯台帳整備事業あるいは安心子育て相談事業のほか、合わせて23事業でございます。予算総額につきましては2億1,301万5,000円という予算を計上させていただいております。新規雇用者につきましては82名を予定しております。

この制度につきましては、平成23年度までという国の制度でございます。長引く不況で経済、雇用の状況は依然として厳しい状態が続いております。このような現状を踏まえまして、平成24年度以降の本制度の継続につきましてはの要望ということ、全国市長会等を通じまして国の方に強く要望してまいりたい、こういうふうに考えております。

また、観光事業の活性化につきましては、新年度の新しい試みといたしまして、昨年から急激に利用者がふえてまいりましたスマートフォンを活用した観光散策ガイドを作成いたしまして、新しい形のPRを実施したい、こういうふうに思っております。具体的には、葛城市の市章、蓮花ちゃん、観光マップ等の写真をカメラに映し出すと、蓮花ちゃんなどがあらわれまして葛城市の観光地の説明を始めると、こういったものでございます。観光マップや蓮花ちゃんのイラストさえあれば、全国どこでも葛城市や葛城市の観光地のPRをすることが可能となってまいります。また、このアプリケーションと連動した市内観光のコースを2、3コース設定したパンフレットをつくりまして、新しい形の市内観光案内を提供していきたいと、こういうふうに考えております。このような新しい方法で葛城市の魅力をアピールすることによりまして、若い人たちにも興味を持ってもらいまして、新たな観光客の増加につなげていきたいというふうに思っております。

また、日本全体の観光客が減少する中でございますが、東南アジア、特に中国、韓国からの観光客は増加しております。県とも連携いたしまして、日本に来られる外国人観光客の誘致に努めておるところでございますが、県内市町村で初の試みとして行いました外国人の相撲館入館料無料化につきましては好評を得ております。平成21年度は全入館者数3,822名のうち外国人入館者数は74名でございましたが、平成22年度は2月現在で入館者数3,427名でございますが、そのうち247名が外国人の方ということでございます。その割合につきましては、その247名のうちで6割の155名の方は韓国人の旅行者という状況でございます。外国人旅行者の無料化につきましては、当初は1300年祭を区切りとして考えておりましたけれども、非常に好評でもございますので、外国人観光客の誘致の効果もありますので、もう少し続けさせていただきたいというふうに考えております。

また、昨年実施をいたしました「ゆめフェスタ in かつらぎ」でございますが、大変ご好評をいただきまして、3万人以上の方にお越しをいただきました。新年度におきましては、前回の経験を活かしまして、反省点も踏まえながら、もっとたくさんの方々にご来場願えるように、また喜んでいただけるような企画を実行委員会におきまして考えていただきたいと、こういうふうに思っております。また、その機会を利用いたしまして、當麻寺や當麻蹶速な

どの葛城市の観光歴史資産をアピールいたしまして、蓮花ちゃんや相撲館とも連携をとりながら観光客誘致や特産品のPRをさらに進めてまいりたい、こういうふうに考えております。

次に、農業の活性化の関係でございます。現在、国のふるさと雇用再生特別基金事業を活用いたしまして、乳製品付加価値商品事業及び米粉付加価値商品開発事業を実施しております。両事業とも生産物である牛乳及び米粉に加工を施し、葛城市の特産となるべき付加価値をつけましてマーケティングに参入していこうと、こういうものでございます。

牛乳の付加価値につきましては、葛城市の酪農組合と連携を結びながら、牛乳の脂肪分に着目しまして、葛城市では歴史的な地域であることから、古代からの乳製品でございます蘇、現在のチーズでございます。また、酪というの、これは現在ヨーグルトでございますけども、そういった蘇、酪の葛城市オリジナルとなる商品開発を今行っているところでございます。

また、米粉の付加価値商品につきましても、転作におきましては米粉用水稲が重要転作物とされておりますので、今後、生産量が増加することをかんがみまして、また、小麦アレルギーの方も多いということから、株式会社農業法人當麻の家におきまして米粉をベースに、地元の野菜であるハウレンソウやカボチャなどをペーストといたしまして、子どもから大人の方まで喜ばれるせんべいを考案したり、また米粉のうどん麺を開発、研究をいたしているところでございます。

このように牛乳、米粉におきましても、生産されている酪農家や農家の方々が需要がふえることで生産意欲が高くなる。また、このことによりまして後継者問題も解決の方向に向かっていくと、こういうふうに思われます。今後は葛城市の農業につきましても、1次産業的なものをつくるだけで満足するのではなく、2次、3次産業を視野に入れながら、いかにみずからの農産物に対しての付加価値をつけるということが今後の大きなテーマであると、こういうふうに考えております。

以上でございます。

西川議長 春木君。

春木議員 残念ながら時間が迫ってまいりましたので、本当は市長の方から夢のある話をしっかり聞かせていただきたいと、こう思っておったんですが。

実は市民の方から葛城市の地域経済活性化のためにメールをいただいておりますので、それを紹介させていただいて、ご参考にしていただきたいということで、私の質問を終わらせていただきたいと思っております。ちょっと早口になるかもしれませんが。

葛城市のあらゆる産業も疲弊しております。私たちのまちの財産って何でしょう。白鳳時代より脈々と受け継がれてきた自然と景観、歴史と文化だと思っています。この誇らしい景観や町並みを次の世代に受け継ぐことが、このまちに暮らしている人の最大の仕事です。これを壊してしまつては葛城市ではなくなります。秩序ある自然の里山や景観を守らなくてはなりません。

しかし、まちは発展とともに、その時代の時代観や経済状況や人の価値観によって、その秩序はどんどん破壊されていきます。市民や行政などの機関の仕事は、この両者を調和させ、あらゆる知恵を出し、次の世代に受け渡すことだと考えています。産業活性化はしっかりと

したこのような思想が前提にあって考えなければなりません。

例えば山麓線を走って香芝から當麻に入ると、山並み、大和平野の展望が目に入り、本当にいやされ、いいまちだなと誇りに思うのです。しかし、當麻寺を眺める手前の住宅開発は非常に残念です。住宅を建てるなどとは言いませんが、景観デザインは守るべきです。ここに行政の仕事があるのです。町並みを景観保全すること、外観デザインや色の基準を決めること、リフォームや庭の修理も、この基準なら固定資産税や融資枠の拡大などを検討してほしいのです。それから、里山を活かす産業活性化の1つとして、新葛城の古道の散策道を整備していただきたいものです。竹内街道の整備と山麓散策道を整備してほしいものです。

農産物も、売れる環境を拡大することが大切です。市民の多くは市外消費です。市内でそろえるものはほんの少しです。市内でそろえることができたなら、だれしも消費します。農家の方はよく道の駅などの直売所など、売る場所を求められるのですが、農家の方のための売り場ではなく、お客様の買い物の場という意識に変えるべきです。市民は市内でワンストップで買える、つまり消費者視点の直売施設をつくってほしいと願っています。

奈良県では、ポスト遷都1300年祭として万葉プロジェクトを立ち上げています。万葉ロマンを観光資源として打ち出そうと考えています。我が葛城市でも歴史と文化をいま一度世界に情報発信すべきです。

そこで提案です。まず、今の子どもたちに葛城市の誇りを教えるべきだと思います。そのために、古代ロマンの物語をアニメやラジオ劇にして、学校放送やウェブ放送で誇りのあるまちであることを伝えたいと思います。観光ではニューツーリズムを実践する。當麻寺の練供養も観光企画を創造すべき。ちびっこ相撲も全国的な規模の大会にすべきです。相撲発祥地なのですから。私も昔を思い出すと、當麻寺の境内で土俵がありました。アマチュアの相撲大会が開かれたことを記憶しております。

ということ。

最後に、私が地域型循環の農業ということで、たびたびバイオマスタウン構想の推進ということを強調させていただいています。特に葛城市の特産物を生み出していく一番基礎になるのは、やっぱり農家が生み出すものですね。それがいかによいものを生み出してくれるかによって、いろいろと付加価値をつけていくためにも絶対必要だと思います。そのためには、私はバイオマスタウン構想で述べられていた良質な堆肥をつくって農家に提供していく、これが非常に大切だと思っております。それにはやはり市がかんだ施設をしっかりとどこかをつくって、そこでそういうものをつくられる方が必要な良質な堆肥をつくっていける、そういう施設をぜひつくっていただきたいと考えております。

以上、述べさせていただきます、私の発言を終わります。ありがとうございました。

西川議長 これでは春木孝祐君の発言を終結いたします。

次に、13番、川西茂一君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

13番、川西君。

川西議員 公明党の川西茂一でございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。初めに、カーブミラーの番号制度についてお伺いいたします。次に、

子育てをするお母さん、特に単独所帯のお母さんの応援のための支援制度についてお伺いさせていただきます。以上2点でございます。質問は質問席より行わせていただきます。

それでは、質問を始める前に、一言発言をさせていただきます。この4月をもって定年とされる部長が本会議場に8名の方がおられます。長年にわたり役所勤務一筋で頑張ってきたこと、大変にご苦労さまでした。市民相談の折にはいろいろとご相談をいたしました。また、いろいろと教えていただき学ばせていただきましたこと、感謝申し上げます。ありがとうございます。また、委員会では議論をいたしました。しかし、今振り返ってみますと、不思議とよい思い出だけがよみがえってきます。今後も葛城市発展のためにご尽力いただきますこと、心よりお願いを申し上げます。ありがとうございました。

それでは、質問に入らせていただきます。カーブミラーの番号制度についてお伺いいたします。約2年ほど前になります。自宅の西側の交差点の道路で車同士がぶつかるという事故を目撃しました。普通車と軽自動車で、軽自動車は横転して、中には子どもが乗っているとお母さんが叫んでいる状況でした。すぐに救急車を呼ぶために消防署に電話しましたが、大字名は言えたのですが、すぐ近くに目標物もなく、事故現場を伝えるのに非常に戸惑いました。状況が状況ですので、私もかなりパニックになっていたことと思います。

しばらくしてからの委員会で、緊急雇用対策特別交付金制度を使って各カーブミラーに大字名を表示する事業を行うということが発表されました。先日の事故の状況を思い出して、カーブミラーに番号を張って、番号の台帳を消防署に設置しておけば、すぐに現場を伝えることができるのではないかと発言をいたしました。そしてまた、早急にこの番号制度の実施を要望いたしました。要望してから約2年が経過いたしました。カーブミラーの柱に大字名が張られ、最近では番号も表示されるようになりました。

まずお伺いしたいんですが、市内にカーブミラーは何基あるんですか。また、台帳はどのような方法で作成されるんですか。担当部長にお伺いいたします。

西川議長 河合総務部長。

河合総務部長 川西議員の質問にお答えいたしたいと思います。市が管理をいたしますカーブミラーの設置数でございますけども、平成23年の2月末現在で1,802基でございます。また、台帳につきましては、カーブミラーの台帳ということで、A4サイズのエクセルの書式によりまして作成を行って、ファイルによる管理で、電子データでも保存をいたしておるところでございます。台帳の内容といたしましては、調査日、それから調査員名、それから住宅地図のページ番号、それから大字名、それから鏡面の形状、鏡面の径、それから鏡面の数、それから支柱形状、それから状態が良であるか不良であるか、それから全体の写真ということになっておるところでございます。

以上でございます。

西川議長 川西君。

川西議員 ありがとうございます。1,802基ということで、かなり多いんですね。それで、もう1点お尋ねしたいんですけども、交通事故、また路上で緊急を要する事態、倒れはったとかいろんなことがあると思うんですけども。こういった場合は、近くのカーブミラーについている

大字名と番号を伝えることで救急車または警察車両が現場まで出動していただけるということになるのですか。お伺いします。

西川議長 河合総務部長。

河合総務部長 その件につきましてでございますけれども、事故が発生いたしました場合、近くに大字名と番号を付したカーブミラーがあるときは、その大字名と番号を伝えていただくことで救急車等の消防車両の出動は可能となるところでございます。

ただ、警察車両等につきましては、110番の受信システムが奈良県全域をカバーする装置を使用されておまして、発信地の表示システムによりましてモニターの地図上に通報者の位置が表示されまして、その場所を確認することとなっておりますところでございます。また、GPSの機能のついた携帯電話からの110番通報につきましては、通報者の位置が地図上に表示されまして確認することができるのとでございます。

市の消防本部の通信指令室におきましても、ことしの4月から導入することができるということでございます。なお、現在使用されております県警本部の通信指令装置につきましては平成23年度に更新されるということございまして、更新される際には葛城市のカーブミラー番号を地図に書き込んでいただきまして、平成24年度から事故や事件の発生場所の確認に利用していただけるということでございます。

以上でございます。

西川議長 川西君。

川西議員 今のご答弁でいきますと、4月から使用できるというふうに解釈してよろしいですね。

それと、今、部長がおっしゃいましたが、この制度が県内全域にわたれば、県内多くの方の安全安心ということにつながると思います。どうかひとつ、葛城市はまず最初にスタートできたということで、非常に評価できると思います。それで、この件について市民の皆様への周知、これはどのような方法で行われるのかお伺いします。

西川議長 河合部長。

河合総務部長 この件につきましては、市の広報誌並びにホームページにおきましても掲載をいたしまして、市民に広くお知らせいたしたいと考えております。

以上でございます。

西川議長 川西君。

川西議員 どうかひとつ周知徹底をきちっと行っていただきたい、このように思います。本当にこの1,802基のカーブミラーに大字名と番号を張りつけることができたということ、本当に生活安全課の努力によって、また市民の方々の安全安心が一步前進することができたと思います。この点は本当に評価できると思います。本当にありがとうございました。ご苦労さまでした。

それで、次に移ります。乳幼児の一時預かりについてお伺いいたしたいと思います。特に単独所帯での子育てといたしますのは非常に想像以上に大変です。複合所帯であれば応援してくれる家族がいますし、また少しの時間、また少しの手助けがあることでお母さんは楽になります。またこのことによってゆとりができます。子育てに余りにも集中し過ぎて精神的に追い込まれ、ストレスがたまり、その結果、虐待であるとか育児放棄につながっているの

はないかというのが考えられます。

本市の行っている制度の中に、幼児の一時預かり事業があります。その施設、民間も含めました場所、利用料金、また利用状況等について、担当部長にお伺いいたします。

西川議長 花井保健福祉部長。

花井保健福祉部長 川西議員からの一時預かり事業についての質問にお答えいたします。一時預かり事業につきましては、常日ごろ保育所を利用していない家庭においても、保護者の疾病や災害、冠婚葬祭等によりまして一時的に家庭での保育が困難となる場合がございます。また、核家族化の進行や地域の子育て力の低下する中で、育児疲れによる保護者の心理的、身体的な負担を軽減するための支援が必要とされております。こうした保育需要に対応するため、保育所において幼児を一時的に預かることで安心して子育てができる環境を整備いたしまして、もって児童の福祉の向上を図ることを目的として一時預かり事業を実施しておりますところでございます。

葛城市では、生後6カ月から就学前の乳幼児を対象に、華表保育所と磐城第1保育所の2カ所で行っております。一時預かりの利用申し込みがございましたときは、保育士が保護者の方よりお子さんの健康状態等を聞き取り、安全には十分注意した上でお預かりしております。

次に、利用状況といたしましては、平成22年4月から平成23年の3月初めまでで延べ64人、413日間の利用がございました。利用料金としては、3歳児未満児が4時間以内の利用で1,800円、4時間以上利用で3,600円、3歳児以上で4時間以内での利用で900円、4時間以上利用の場合で1,800円の利用料金が必要となります。一時預かりを利用する理由としては、育児疲れ、兄弟の通院、姉兄の幼稚園・学校行事の参加、月10日程度の仕事のため等がございます。

以上、答弁とさせていただきます。

西川議長 川西君。

川西議員 今、部長からご答弁をいただきましたが、やはり利用料金というんですか、これもかなりかかるというふうに理解ができました。

もう1点、ファミリーサポート事業という事業もございます。この事業の内容と、また現在利用状況について、担当部長にお伺いいたします。

西川議長 花井部長。

花井保健福祉部長 ファミリーサポート事業についてお答えいたします。おおむね1歳からの利用となっておりますが、利用する側、援助する側、お互いの合意によりまして、6カ月児ぐらいからの利用も可能とさせていただいております。

利用の内容といたしましては、育児補助、通院時での子どもの預かり、保育所・幼稚園への送迎等がございます。中には、母親の話し相手になり、母親の悩みの相談を受けることもございます。また、子どもが病気になったとき、子どもをどうしてよいか不安で仕方がない親に対しましても、援助会員を結びつけることで、いざというときに助けてもらえるという安心感を持ってもらうことができます。

会員数につきましては、平成23年2月末で援助会員35名、利用会員65名、両方の会員が21

名の合計122名の方が登録していただいております。平成22年4月から平成23年の1月末までで70件、延べ294回の利用がございました。利用料金につきましては、1時間当たり平日の午前8時から午後6時までは600円、6時以降は700円で、休日は800円となっております。

子育て支援センターといたしましては、少しの時間でも保護者、母親のストレスが解消できるよう、サポーターの人選をし、結びつけておるところでございます。

以上でございます。

西川議長 川西君。

川西議員 ありがとうございます。かなりこの事業も利用者がふえてきた状況にあるのではないかと
いうふうに考えられます。

もう1点だけ、部長、お伺いします。つどいの広場という事業があります。この内容について、もう1点お伺いいたします。

西川議長 花井部長。

花井保健福祉部長 つどいの広場事業につきましては、子育て中の親子がだれでも自由に参加、一緒に遊びながらゆったりと過ごせる場所として、つどいの広場を子育て支援センター、磐城児童館、當麻児童館、また當麻文化会館で週3回開設しておるところです。1歳児、2歳児、3歳児の年齢別の集いも開催いたしております。スタッフや子育て支援ボランティア10名の方が交代でかかわり、疲れているなどというお母様方に声をかけたり相談相手になったりして支援をしております。また、話を聞いてもらうだけで安心する保護者の方もおいでになります。相談内容によりましては専門機関を紹介したりつないだりしており、支援をさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

西川議長 川西君。

川西議員 ご丁寧なご答弁をいただきまして、ありがとうございました。本市も多くの事業を行って子育ての応援に力を入れていただいているということがよくわかりました。

しかし、いろいろ条件があり、利用することができない場合もあると思います。また、特に経済的にも大変なときですので、この点で利用できないという方もいらっしゃるのではないかと
いうふうに考えられます。もっと気軽に利用できる制度がないものかといろいろと考えておったんですが。そのとき、ちょうどテレビで放映されました滋賀県のほっと安心子育て支援事業というのがありました。早速、滋賀県の子ども・青少年局に電話して、資料を送っていただきました。余談になりますが、滋賀県の県庁の方々には電話の対応が非常によく、
すごく温かさを感じました。これは大事なことではないかというふうに思います。

この制度は長崎県が最初で、滋賀県はこの4月より実施されるということでございました。少し前置きが長くなって申しわけございませんが。事業の内容といたしますのは、無料の利用券を発行して、育児疲れや育児不安を抱えた保護者のストレスの解消につなげたいという制度です。生後6カ月から1歳6カ月までの幼児を半日間、年2回預かるという事業です。これは事前登録をして、健康状態、特にアレルギー等を把握して、保護者が対象児童を連れ保育所で面談、登録をする必要があります。また、利用予約としまして、原則として実際の利

用日が決まった段階で電話をするということになっております。以上が内容となっております。事業を利用するにも、この条件であれば、ほとんどの方が利用できるのではないかと、うふうに考えます。

本市も4月から始まるこにちは赤ちゃん事業があります。事業内容と対象になる赤ちゃんの人数を、もう一度担当部長からお伺いいたしたいと思っております。

西川議長 花井部長。

花井保健福祉部長 こにちは赤ちゃん事業につきましては、早期の段階から子育て家庭とのかかわりを築くことによりまして、子育ての孤立化を防ぎ、乳幼児の健全な養育環境を確保するためのもので、今年4月1日以降に出生届を出される乳幼児の全家庭を対象に、生後4カ月までの間に地域の民生委員さんの方々との協力をいただきながら相談、情報提供を行い、保護者の子育てに対する不安の軽減を図りながら支援する事業でございます。対象になる赤ちゃんの数は約330名程度を予定しておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

西川議長 川西君。

川西議員 ありがとうございます。

そこで市長にお伺いいたしたいと思うんですが、担当部長のご答弁がありましたように、こにちは赤ちゃん事業というのは、生後4カ月までの間に地域の民生・児童委員さんの方々に訪問していただくという事業で、対象人数は330人程度であるというご答弁でした。この出産後の一番大事な時期にこの制度が実施されるということは、大いに歓迎できます。また、民生・児童委員さんの方々には大変ご苦勞をおかけいたしますが、どうかよろしく願い申し上げます。

今回提案をさせていただく件は、このころからのお母さんが主な対象になると思います。少しの時間があることで、ショッピングや美容室に行くこともできます。また、心にゆとりができます。こんな小さなことでお母さんのストレスが解消につながっていくというふうに思います。ぜひ本市でも取り入れるべきではないかと思いますが、市長のご見解をお伺いいたします。

西川議長 市長。

山下市長 ただいまの川西議員からのご質問に、丁寧に温かくお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、この事業は、今おっしゃっていただいた長崎県や滋賀県で始まった事業というのは、育児疲れ、育児不安を抱えたお母さん方、特に単独の家庭のお母さん方がそのストレスを抱えておられる。その解消のために行政が乗り出してきたということであろうかというふうに思います。本質的には葛城市が現在実施しております一時預かり事業であるとか、そういった事業と変わりはないわけでございますけれども、ただ、その半日分の2回分を県と基礎自治体が持つというような形になっておるということで、そこが違うのかなというふうに思いますけれども。

ただ、そのバックボーンとして必要になってくる保育所の数ということも考えていかなければ

ればなりません。今以上に一時預かりをしてほしいという形で殺到してまいりましたならば、その分の保育所の確保もしてまいらなければならないですし、また、その利用をするに当たってどのくらいの費用負担が必要なのかということも検証していかなければならないというふうにも思っております。

実際にこの4月から滋賀県が始められるということでございますので、実際にその状況を、その推移を見させていただきながら、また場合によっては滋賀県の状況を確認し、また、場合によってはその現場にも確認をしに行き、どういう形ですればいいのかということを考えていきたいというふうにも思います。

おっしゃるように生後間もない子どもを育てていくこと、特に単独の家庭で育てていくということに関して多大なるストレスを抱えておられるお母さん方のサポートをどのような形でやっていくのかということは十分に考えていかなければなりません。それに対して葛城市は、先ほど部長が答弁しましたようにさまざまな施策を考え、またそれに加えて、平成23年度の予算の中にもこれは緊急雇用で入れさせていただいておりますけれども、子育ての相談員の確保というものもさせていただいております。平成23年度、これは単独で入れさせていただいております。国の100%の補助事業でございますけれども。

その中で各健診に来られたお母様方、いろんな相談がうちの職員にあるそうでございます。また、保育所でもいろんな相談があるそうでございます。その相談を担当の職員はやっぱりいろいろと仕事をこなしていかなければなりませんので、その相談員の方々にお任せをして、実際にどのような負担の軽減になるのかということも検証していきながら、今後この1年間の推移を見守って、やはりこれは市として単独でも持つべきであるのかどうかということを含めて考えていきたいというふうに思っております。

西川議長 川西君。

川西議員 ご丁寧な、また温かいご答弁をいただきまして、ありがとうございます。

最後に要望としてお願いしておきたいんですけども、現実問題として磐城第2保育所の計画というのも進んでおります。スペースも少し広くなるという、ある程度のゆとりもできるということもお聞きしております。しかし、現場では保育士さんというのが非常に少なく、手が回らないという状況であるというふうな解釈をしておるんですけども。ひとつ保育所をふやすという計画も立てていただければなというふうに考えます。葛城市の本当に将来を託す大事な児童、またそれを育てるお母さんに安心していただけて子育てができるというふうにしていただける事業であるというふうに私は思います。どうかひとつ前向きにお考えを願って、私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

以上です。

西川議長 これで川西茂一君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後3時26分

再 開 午後3時45分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2番、中川佳三君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

2番、中川君。

中川議員 ただいま議長のお許しを得ましたので、議席番号2番、中川佳三が一般質問をさせていただきます。

まず初めに、今回の一般質問につきましては、ただいま議長より説明のありましたとおり一問一答方式をもってさせていただきます。質問は、有害鳥獣駆除対策についてと2庁舎制の存続についての2項目に関してさせていただきます。その内容につきましては質問席にてさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず初めに、有害鳥獣駆除対策の中の実態についてお聞きいたします。農作物や林産物を食い荒らす有害鳥獣からその被害を少しでも逃れるために毎年設置されている防護柵と申しますか、これの設置効果についてお伺いしたいと思います。これについて具体的な数値のようなものがあればお聞かせ願います。もしなければ、被害をこうむっておられた地域住民の方々の声でも結構です。これのおられたという言葉で表現させていただいたのは、従前よりは被害が少なくなっていると思われるからです。お願いします。

西川議長 大武産業観光部長。

大武産業観光部長 それでは、2番、中川議員のご質問でございます。防護柵の設置効果というご質問でございます。イノシシのワイヤーメッシュ防護柵につきましては、平成21年度より国の鳥獣害総合対策事業を活用いたしまして、大字寺口など11大字におきまして16キロの設置を行っていただいております。また、平成22年度におきましては、大字當麻など5大字におきまして5.5キロメートルの設置を行っていただいたところでございます。また、電気柵につきましては、県の鳥獣害防除事業を活用いたしまして、平成21年度につきましては、大字平岡で2.1キロが施工され、平成22年度につきましては、大字平岡などで2.4キロの設置が行われております。

そこで防護柵の設置効果でございますが、平成21年度におきましては設置効果は極端にございまして、農家の方々の被害は大変減少いたしました。平成22年度につきましては、イノシシが設置した防護柵の下をくぐり抜けたり、また飛び越えたりということがございまして、農地の被害が発生した報告がございましたが、防護柵の設置以前と比べれば被害報告は減少しております。農家の方より徐々に効果は出てきているように聞いております。

また、個人単位で対応されていた鳥獣害の対策を大字の農家全員で被害対策に取り組んでいく、こういうことによりまして、集落全体での防除意識が高揚していただいたということは非常に大きな成果があったものと考えております。

現在、山林との境界においてはワイヤーメッシュ柵、それと、各農家の農地の周りにおいては電気柵と、二重の防護対策が徐々に浸透をしてきております。ただ、問題として、まだ全域につきましては設置をされておられませんので、未設置の箇所から抜けてきている確率は高いように思われます。ワイヤーメッシュ柵を設置された箇所においては地区の皆さんが防護柵の点検を日々行っていただいております。危険箇所については、より強固な対応が行われている、こういった状況でございます。

以上でございます。

西川議長 中川君。

中川議員 ありがとうございます。私の聞き及ぶところでは、1頭でも駆除してもらえたらうれし
いし、また、駆除できなくても、自分とこの畑や果樹園等へ入ってこないようにしてもらえ
ただけでもよいという声を聞いております。

次に、ただいまの話もありましたが、市が行っている柵設置事業は葛城市領域のみと思わ
れますが、当たり前のことと思います。葛城市の場合、南は御所市、北は香芝市で、西は葛
城山及び二上山をつなぎに大阪府下の市町村と隣接しております。これら隣接市町村におい
ても同様の問題を抱えて四苦八苦しておられると思いますし、被害に遭われている住民の苦
労も同じと思います。

そこで、以前に委員会でも申し上げましたが、同じこの有害鳥獣の問題、これに悩んでお
られるであろう隣接市町村との事務連絡会といいますか、協議会のような連携体制の実態に
ついてお聞きします。よろしくお願ひします。

西川議長 大武部長。

大武産業観光部長 近隣市町村との連携というご質問でございます。本市におけますイノシシの生息
区域は、先ほどご質問のとおり金剛生駒紀泉国定公園でございまして、鳥獣保護区となっ
ております。この区域につきましては、奈良県側は葛城市、御所市、香芝市でございまして、
また、大阪につきましては太子町、河南町が属しておられます。どの市町もイノシシの被害
に苦慮をされている現状でございます。

事務レベルにおきましては、頻繁に情報交換をさせていただきまして、対策を進めており
ますが、まだ、ご質問いただきました広域的な協議会というのは現在はございません。今後、
今以上に連携を密にするためにも、広域の鳥獣害対策協議会の設置が必要であるというふう
に考えておまして、今後は各市町と連携して、あらゆる機会をとらまえて広域的な体制づ
くりをつくるための広域鳥獣害対策協議会の設立に向けまして努力をしまいたい、こう
いうふうに考えております。

以上でございます。

西川議長 中川君。

中川議員 わかりました。この有害鳥獣の被害問題につきましては、特にその地域の実情をつぶさに
見るか、被害を受けておられる当事者に直接聞かないと、その被害の程度がわからないと思
います。単なる机上の論理だけでの対応ではなく、日常業務が多忙なのはわかりますけど、
現地踏査並びに近隣自治体との連携もよろしくお願ひいたします。何せ相手は野生の動物で
す。運動能力や生への執念は人間のそれをも上回るものを持っていると思われまます。その野
生動物が自分たちが生きていくために必死で食べ物を探し、時には人里にまでおりてくるの
です。また、実際におりてきているのであります。

いろんな事業について、ないとは思いますが、言葉遣いは悪いですが、役所独特の領域意
識やパフォーマンス意識が存在しては、ただいま行っておられるこの事業が単なる設置
した柵の延長数値の実績報告をするためだけのものになってしまう危険性もなきにしもあら

ずとなってしまうかねませんので、実態に即した行政をお願いいたします。

次に、有害鳥獣といいますが、主にイノシシと思われませんが、これらの捕獲並びに駆除に出動いただいた延べ日数と捕獲頭数あるいは駆除頭数がわかれば、把握されている範囲で結構ですのでお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

西川議長 大武部長。

大武産業観光部長 ただいまご質問のイノシシの捕獲数でございます。平成20年度におきましては121頭、平成21年度は110頭、平成22年度現在で144頭でございます。また、猟友会さんの出動日数ということでございます。平成20年度におきましては121日、平成21年度は111日、平成22年度現在で99日という出動回数でございます。

以上でございます。

西川議長 中川君。

中川議員 ありがとうございます。この被害についても捕獲頭数についても私たちは世間のうわさを聞くだけ、またニュース等で見ますが、実際に野生のイノシシやシカ、タヌキ、アライグマなどに遭遇した経験がありません。特に小学校の校庭をイノシシが走り回ったという話は興味本位で聞いているだけで、そのことが及ぼす事故の危険性についても、その認識は薄いと思います。現に我々がいるこの新庄庁舎からそう遠くない距離にこれらの野生動物が生息しているということをよく認識して、今後の有害鳥獣対策に取り組んでいただきたいと思えます。

そして、この質問に関しての最後に、現在、葛城市の猟友会に在籍されている会員さんの人数と、その方々が持っておられるであろう免許というか資格等についてお聞きいたします。例えば狩猟免許何件、空気銃免許何件と、また、わな等の免許等が何件かということです。お願いします。

西川議長 大武部長。

大武産業観光部長 ただいまのご質問でございますけれども、奈良県猟友会の葛城支部の会員数は、平成23年2月現在でございます。12名おられます。免許の内訳といたしましては、わな猟の免許の方が6名、第1種銃猟免許の取得者が11名ということでございます。また、市の猟友会以外の方に有害鳥獣許可を出しているケースもございます。2月現在で6名ということでございます。

狩猟免許の内訳といたしましては4種類ございまして、試験は毎年6月と9月にございます。4種類の内訳としまして、網を使って鳥獣類を狩猟することが許可される網猟免許、それと、わなを使って狩猟する者の免許としてわな猟免許、それから、散弾銃、ライフル等を使用して狩猟する者の免許として第1種銃猟免許、それと、空気銃、ガス銃を使用して狩猟する者の免許として第2種の銃猟免許というのがございます。また、この免許に係る費用といたしましては講習料とか手数料等々がございまして、合わせて大体約3万5,000円程度かかるというふうな状態でございます。

さらに、昨日市長がご説明申し上げました施政方針にございましたように、新年度からは新たに狩猟免許の取得者支援事業というのを実施させていただきます。これは新規にわな猟

免許を取得していただきまして、市の猟友会に加入していただいたと、こういった方に対して、先ほどの狩猟免許の取得費用についての一部を助成すると、こういった制度でございます。この事業の実施に寄りまして、市猟友会の会員をふやしていただきまして、より多くの有害鳥獣駆除を実施していただきまして、市内の農作物への被害の軽減を今後図っていきたい、こういうふうに考えております。

以上でございます。

西川議長 中川君。

中川議員 ご答弁ありがとうございます。今後とも葛城市の山麓地域に限らず、有害鳥獣の出没が予想される地域に対しても、その被害が最小限に食い止められるよう、その対策についてご尽力願います。ご答弁ありがとうございます。

次に、2番目の2庁舎の存在についてお聞きいたします。まず、現在、皆さんもご存じのとおり、葛城市には2つの庁舎が存在します。それはちまたで言われているような本庁と分庁、あるいは支所ではありません。どちらも本庁です。おのおのが本庁であり、葛城市には分庁舎及び支所と言われるようなものは、建物が存在しません。

そこで、1庁舎であれば発生することのない経費、すなわち庁舎が2つあることによって発生しているライフラインや事務処理経費、これについて細かく言いますと、宿直手当等の数値がわかればお聞かせ願います。また、これをお聞きするのは、この2庁舎があるために発生している経費はもちろん税金で補っておられるということについてつけ加えておきます。答弁をお願いします。

西川議長 河合総務部長。

河合総務部長 中川議員の質問にお答えいたします。庁舎が2つあることによって発生するライフラインあるいは事務処理経費の数値ということでございます。庁舎を維持管理するためには電気、水道、ガス等の光熱水費、庁舎のいろいろな設備を維持するための保守点検の費用、それから電話交換業務に関する費用、宿日直業務に関する費用等々が必要となるわけでございます。平成21年度の決算額で年間の費用を申しますと、新庄庁舎につきましては3,200万円余り、當麻庁舎につきましては1,800万円余り、合計で5,000万円余りとなっております。このうちの宿日直業務につきましては、新庄庁舎、當麻庁舎、両庁舎とも同額の400万円余りとなっております。

以上でございます。

西川議長 中川君。

中川議員 ありがとうございます。ということは、単純な話ですのやけど、2つの庁舎を1つに統合することによって、はっきりとした経費節減が図れるということにはならないでしょうか。昨年実施されました事務事業の判定会の判定課題等にはならなかったことですが、経費の無駄使いの根絶並びに人員イコール職員の削減が叫ばれている昨今ですが、目に見えないところで浪費されている貴重な財源、すなわち税金です。これを有効かつだれもが納得いく使い方をしていただければならないのが役所であり、また理事者に課せられた使命の1つではないでしょうか。

先般の行財政改革特別委員会並びに全員協議会においても論議を醸しました、宿直業務の業務委託に端を発したと思われることが死亡届の受理に関連した問題にまで発展したのも、もとはといえばここから来ているのではなかったかというのも過言ではないと思われま

す。そこでお尋ねします。県下の市町村で、葛城市のように2庁舎方式を採用している市町村はありますか。私の知る範囲ではないと思います。合併前において庁舎の扱いについての協議に関する内容については詳しくは存じておりませんが、いろんなことを想定された上での決定が現在の2庁舎方式と理解しております。単に地域の存在だけを認識しての答えではないと思います。

そして、それと、當麻庁舎のことについてお聞きしたいことが1つあります。これについては、先ほどの2庁舎を1庁舎に統合するというような大きな問題ではないですが、利用される市民にとっての問題と思われま

西川議長 河合部長。

河合総務部長 まず、県下の市町村で葛城市のように2庁方式を採用している市町村はあるかというご質問でございます。まず、その件につきましては、庁舎のあり方といった面では、現在、県内各市町村では複数の庁舎を機能分割した中で運営している団体はないわけでございます。合併団体におきましては、本庁と支所、また本庁と地域事務所といった、本庁以外の合併構成団体の旧庁舎は日常窓口的な事務を行う位置づけで活用されているところでござ

います。本市におきましては、合併に伴いまして、新庄、當麻両庁舎を始め各施設につきましては、住民窓口サービスの確保、また地区事業の管理執行、地域行事の実施、地域の防災体制の維持、地域らしさの継承等の観点から、必要かつ十分な機能の整備を図るため、本庁舎、支所といった体系でなく、葛城市として2つの庁舎を位置づけられているというのが現状でござ

います。それから、もう1点でございますけども、當麻庁舎におけます肢体不自由の方が2階または3階で用事に来られた場合の対応とはどういうふうにしているかということでございます。當麻庁舎の2階につきましては教育委員会の関係課があるわけでございますが、肢体不自由の方の来客があった場合につきましては、担当職員が1階まで出向きまして、1階の市民相談室で対応するよう考えておるところでござ

います。

西川議長 中川君。

中川議員 よくわかりました。今後、補装具や車いすを利用される方や階段ののぼりおりに支障を来される方が来庁された場合は、必ず今言われたことを実行していただくように。そして、先

ほどの川西議員のお言葉にありましたように、葛城市の職員、対外的に来られた方に対しては優しく温かい態度で出迎えるよう、よろしくお願ひしたいと思います。

そして、今回の質問に関連して最後にお聞きしたいのですが、新庄庁舎、當麻庁舎の耐震対策についてお聞きします。といいますのも、先般起こりましたニュージーランドでの地震報道を見ていて、ただ見るだけでなく皆様の脳裏にも浮かんでくると思いますが、あの壁面だけを残したビルの姿をどこかの庁舎に見立てたときに、身震いをすることを隠し得ませんでした。実際その気持ちになるのが本当のことだと思います。あの無惨にも崩れ去ったがれきの下には、これ、庁舎を想像して、来庁された方々や在庁勤務している職員が多くいるのです。想像するだけでもぞっとしませんか。しかし、現実にならざるを得る可能性もなきにしもあらずです。

先般、機会があつて聞きに行った講演会で、皆さんもご存じの方が講師で来られ、その方は辛坊治郎さんとおっしゃる方です。この方が言われた言葉に共鳴しました。またそのとおりと感心しました。物事を大げさに考えるじゃないけど、最悪の事態を想定できる者は最高の危機管理ができるといった意味の言葉でした。確かに小さいことを大げさに言うのは問題です。だけど、起こった小さいことを最大限に引き延ばして、それに対応できることを想定しておれば、実際に起こったときに対応できるのが現実だと思います。

そして、万が一甚大な災害が発生して罹災者が避難される避難所には、多くの公共施設が指定されているのです。この避難場所を指定しているのはどなたでしょうか。そして、災害復旧活動の拠点になって、災害被災者が大勢おられる中、その災害救助業務の中核を担うのが現在の新庄庁舎であり當麻庁舎であるということです。これについて、ちょっと話が大きくなるんですけど、今後の庁舎利用についてのことで、理事者のご答弁をお願いします。

西川議長 市長。

山下市長 ただいま中川議員の方から質問がありました。大変大きなお話をいただいた、重要なお話をいただいたというふうに思います。中川議員の文脈で判断をいたしますと、2つ庁舎があり、耐震基準を両方とも満たしておるのか、地震があった場合はここが、庁舎が本拠になるにもかかわらず、それを両方とも満たしておるのかと、そのことについてどういうふうに考えるんだ。また、経済的な面、財政的な面からも、この2つを有しているのは葛城市の財政の運営上よろしくないのではないかというようなご提言であつたらうというふうに思われます。

その中で、中川議員の方からいろいろと疑念を呈されておる中で、まず、當麻庁舎にはエレベーターもそれに類する施設もないではないか、また耐震構造についても懸念があるのではないかというような、全体的な話として、中川議員は當麻庁舎はだめですよと言っているのではなく、全体的な流れとして2つを1つにするのであればどちらかに集約する、その中に耐震等も考えて新庄庁舎にしたらどうだろうかというような流れのご提言であつたらうというふうに思います。

我々の先輩がいろんなことを考えて、この合併ということについて踏み切っていただいた

わけでございます。平成16年10月1日に旧新庄町、旧當麻町が合併というものに踏み切らせていただきました。そのときにこの庁舎の問題も当然議題に上り、それを先輩方はけんけんがくがく、この庁舎についてどうしていくんだということをいろいろと考え、十二分に議論をし、出してこられた結果が、当面2庁舎制を存続していくという方式で考えていただいたのであろうというふうに思います。

毎年のこの維持管理をしていく経費についても、2庁舎あるということがあまり財政的によろしくないということもひょっとしたらあるのかもしれませんが、また、耐震の問題につきましても、當麻庁舎におきましては昭和43年に建築をされており、旧の耐震の基準で、新基準を満たしていないと推測することはできます。このことについて、しっかりとこれから考えていかなければならない大きなご提案であったろうというふうに思います。このことにつきましても理事者としてしっかりと受けとめて、議会の皆様、また市民の皆様とともに、この庁舎の存続、庁舎をどうしていくかということにつきましても、ともに考えていく大きなきっかけを与えていただいたんだと喜んでおるわけでございます。

ただ、庁舎というものを財政的な面だけで切り取るということもできない。それは、1つは地域のランドマークまたはシンボルとして存在をしているということでございます。目に見える効果として、財政的に2つを1つにすればたちまち財政の分で助かるということはあるかと思えますけれども、ある合併した市で庁舎機能をなくしてしまった、庁舎をなくしてしまったという地域が、その部分が人通りが絶え、大変に寂れてしまったというような事例も日本の合併の効果の中に出てきておるといふ地域もあるわけでございます。

このランドマーク、シンボルとしての存在をいかにして守りながら、また住民にご納得をいただきながら、どのような形でこの庁舎を存続していくのか、またこれを1つにしていくのかと、これはこれからの議論をさせていただく1つの大きな材料になろうかというふうに思いますので。また、こういうふうになればいいのじゃないかというようなご意見がございましたら教えていただきまして、それも含めて検討をこれからさせていただきたいというふうに思っております。

西川議長 中川君。

中川議員 ありがとうございます。予定では、先に担当部長の方から新庄庁舎、當麻庁舎の耐震対策についての具体的な建物の建築年次とか聞かせていただこうと思ったところ、直接市長から答弁いただきまして。私が申し上げた質問内容、これについても市長の方は理解いただいて。早急に庁舎を統合せい、そんな単純なものでございませぬ。いろんな多方面から見て、一般質問の中にも入れております地理的な問題は別にして、特によう言わはりますね、どこの大字から遠いやないか、どこの大字は近いやないかと。2つが1つになったら必ず出てくる問題です。そこへこの近隣、御所市、高田市、香芝市は、どこを見ても市の真ん中に庁舎はございません。それから見たら、ある地域からは非常に遠い、ある地域からは近い、これ、起こって当たり前のことです。それらを含んで、今後統一という形のものに向けて、いつまでたっても新庄庁舎や當麻庁舎や、どこへ行け、ここへ行け、右往左往されるのは職員、また市民と思います。

今現状、毎週月曜日に開催される部長会についても、當麻庁舎におられる部長が新庄庁舎へ来られる。その間待つ。悪い言い方です。消防長なり、また上下水道部長、この方は出先庁舎におられます。この方が公用車を使って新庄庁舎へ来られる。これは仕方ないですよ。出先である以上、現実には起こります。だけど、本来、言葉は変なやけど、本庁舎に勤務しておるべき部長が、庁舎が2つあるためにいろんな面で時間的なロス、経費的なロス、これが細かいことであっても発生しているのは現実と思います。それらの細かいことから大きいことまでを包括してこれから考えていただいて、一番いいと。サービスは高く負担は低くのことやないですが、市民の皆さんのご理解を得られるように、この問題を進めていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

最後に、毎回一般質問させていただくときに同じことを申し上げておりますが、今回の質問につきましても答弁していただきましたことにつきましては、特に最後に言った言葉、これについても、市政は3万6,000市民のためにするのであるという観点に基づいて市役所職員、理事者ともに一丸となって実行できるようによろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、きょう、大武部長並びにご答弁いただきました河合部長には御礼申し上げ、先ほど川西議員からの言葉にもございましたが、今回の議会が最後の議会となられる8名の部長に対しまして厚く御礼申し上げますとともに、今後のご健勝をお祈り申し上げます。

これをもって今回の定例会における私の質問を終わらせていただきます。長い間ありがとうございました。

西川議長 これで中川佳三君の発言を終結いたします。

なお、本日の会議時間は、議事の都合によりまして、あらかじめ延長をいたします。

次に、7番、藤井本浩君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

藤井本君。

藤井本議員 それでは、ただいま議長のお許しを得ましたので、私の一般質問に入らせていただきます。私の一般質問は、葛城市立学校の管理運営に関する規則の変更、これは小学校の学期、また休業日の変更について、また、それに伴う市の対応についてお伺いするものであります。

もう少し内容を申し上げますと、平成20年3月の新学習要領告示に基づき、ことし平成23年の4月から完全実施される新学習要領では学習内容が大幅に増加されることに伴い、平成23年度からは創立記念日の授業を実施されます。また、平成24年度からは夏休みを短縮し、2学期の始業式を8月26日に繰り上げようとするものであります。これは奈良県下では他の自治体に先駆けて、いわゆるほかでは例のない状況で葛城市が採用しようとするものであります。このことにつき、これまでの経緯、また今後の取り組み等、質問席で一問一答において質問をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

それでは、私の質問に入らせていただきます。まず、今回の新学習要領の改訂というもののメインとなるのが、この生きる力というものであります。平成20年3月、今からちょうど3年前になるわけですが、文部科学省は小中学校の学習指導要領を改訂いたしました。新しい学習要領というのは、子どもたちの現状を踏まえ、生きる力というものはぐくむという理念のもと、知識や技術の習得とともに思考力、判断力、表現力などの育成を重視するとさ

れています。このため、授業時間も増加されます。これからの教育は、ゆとりでも詰め込みでもないというふうにもされています。

さらに、私が一番ポイントとしたいのは、この生きる力をはぐくむという今回の改正となった新学習要領では、学校だけでなく家庭や地域など社会全体で子どもたちの教育に取り組むことが必要であるというふうにされています。こういったことを原点に立って質問をさせていただきたいと思います。

今申し上げた新学習要領の実施により、標準授業時間というのが増加されます。例えば小学校5年生、6年生で外国語活動という時間が週1時間新設されるというふうに、各教科、また各学年によってその授業時間というものが増加するわけであります。新しい教科書では、新学習要領で多くの学習内容が増加したことを受けて、従来に比べて平均で25%、教科書のページ数が増加したというふうに言われています。しかし、そういった中で授業時間をふやさなければならないという中で、学校5日制の意義というものをちゃんと守りなさい、また、過重な負担はだめですよと、このようなことも文部科学省の方から言われているわけであります。

こういうことを言われながら、週当たり小学校1年生、2年生では週2時間、3年、4年、5年、6年、中高学年で1時間増というのが全国的な流れかというふうに思われます。ふやさなければならない、しかし週5日制を守りなさい、土曜日、日曜はだめですよ、そして過重な負担はだめですよということで、各自治体の教育委員会、もちろん私どもの葛城市の教育委員会に大変ご苦勞をかけているということについては、まずもって申し上げておきたい。ここから始まるということについても私も理解をした上でお話を進めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

今申し上げた流れの中で、授業時間の確保、増加して授業時間を確保しなければならない、こういうことを余儀なくされたわけです。既に移行期間というものがある、平成22年度に増加されたものというのもございますけども、あと1カ月後に始まります平成23年度から完全実施ということで、本葛城市では創立記念日も授業をする、そして、平成24年度より夏休みを短縮し、8月26日を2学期の始業式をするというふうにされたわけでございます。これについては先般2月24日でしたか、議会全員協議会の中でも簡単にご説明をいただいたところであります。

そこで質問をさせていただきます。平成23年度、来月からの完全実施に伴い、葛城市には私の今回の一般質問の質問事項でもあります葛城市立学校の管理運営に関する規則、これを変更しなければならなくなっています。あまり見る機会はないですけど、この規則、ということが載っているかといいますと、小学校、中学校では1学期は4月1日から8月31日までなんだ、2学期は9月1日から12月31日までなんだとこういうこと、また、休業、休みの日というのは、夏休みが7月21日から8月31日までですよ、冬休みは12月24日から1月6日までですよ。つけ加えて言うと、小学校の卒業式は3月15日から3月31日までの間に行うものとする、こういうふうなことが規則、規定とされて載っているわけです。

今、この葛城市の授業時間の確保のために、先ほどから申し上げているように創立記念日

に授業をしよう、また、夏休みも短縮し、8月26日から2学期を始めよう、始業式をしようといった場合、これをまず変更しなければならない。既に私が知り得るところによりますと、既に教育委員会ではこの規則を変更されたというふうに聞き及んでいるところがございますが、どのようにまず変更されたのか。そして、いつの段階で変更されたのかということをもまずお聞きしておきたいというふうに思います。

西川議長 大西教育長。

大西教育長 新しい学習指導要領のことにつきましては、藤井本議員の方からご質問の中で触れていただいたところがございます。繰り返すことになるかも知れませんが、小学校ではこの4月から、中学校では平成24年の4月から新しい指導要領が完全実施ということで、ご質問の中にごさいましたようにかなりの学習内容がふえてまいりました。これは今までのゆとり教育ということのを脱却しまして、学力、これを第一に考えた今回の学習指導要領の変更ということになるかと思えます。小学校につきましては平成21年、22年度の2年間、中学校におきましては平成21、22、23年度を移行期間として、この完全実施に向けまして、学校ではその取り組みを進めているというところがございます。

私どもとしましては、まず小学校、平成21年度告示されました。その内容につきまして、学習内容につきましてはおよそ1割の増加、上学年の内容が下学年におりてくる、中学校の内容が小学校高学年におりてくる。こういう状況で、質と量が膨らんでいる中で、移行期間の初年度、さて、どうするかというようなことで、各校長を通じ、教頭、教務主任等々に、まず1年目の移行期間の状況をしっかり把握してほしい、こういうことで指示をしてまいりました。

おおよそ2年間の移行ですから、単純に言えば2分の1ずつの移行ということでございます。この平成22年度、およそこの4月から実施する内容で2年目を迎えたわけですが、その実施を検討するといいますか協議をする中で、特に教務主任、これは教科運営の主たる責任者でございますけれども、この先生方の集まりの中で、果たして今の学習内容、現行の時間数の中で深められるのかという不安と戸惑いの意見が出てまいりました。これは、当然教務主任が教科運営の責任者でございますので、個々個々、担任あるいは教科担任、学級担任思いが集約されたものだとも私も受けとめております。その中で、現行の授業時間数の中では本当に難しいのではないかと。深まりという、どこまで深めるのか。さらには、子どもたちどの子にも力をつけていくために授業時間を確保しなきゃならん。この授業時間を確保するには、これまで学校、かなりの部分で努力してきてくれています。それは学校行事の精選だとか、いろんところで工夫しながら授業を生み出していますけれども、これも限界だろう。これ以上そういうものを削減すれば、学校生活の楽しみ、おもしろさ、こういうものがなくなっていくのではないかとというような状況、話し合いの中で出てまいりまして、私どもとしましては、年間のトータル授業時間の中で授業時数を確保するためには授業日をやはりふやさなければならぬだろう、こういう結論に至ったところでございます。

もう一つ、この学習指導要領は年間35週、日にちに直して175日、半日じゃございません、1日単位で175日で実施するというのが指導要領の中でうたわれておりまして、標準になって

おりまして、これは文科省は最低のラインだと、こう言われております。

現在、葛城市内の小学校、中学校におきましては年間稼業日が199日です。4月の始業式から3学期、3月の終業式までおよそ199日です。これから各始業式、終業式、卒業式等々さまざまな行事、すなわち教科学習に使わない日にちを取り除いていきますと、教科書を使った授業をやっておる日にちがおよそ170日。だから、現在、170日で先生方が工夫をしながらどの子にも力をつける、こういうことを学校の責任においてやっていただいているわけです。

先ほどのご質問の中にありましたように、内容が1割ほどふえると同時に教科書が2割5分ふえるというのが明らかになってまいりました。工夫にも限界があるというところで、少なくとも5日ないし7日間、この授業日数を確保したいという結論に至ったというところでございます。

これにつきましては、もちろん校長会等々、先ほど言った教頭、教務主任者会等々にも相談をしながら、教育委員会としての意思を決定したわけで、手続的には先月24日、全員協議会の2日前の教育委員会で最終規則改正というところで、創立記念日を授業日とすることと、夏休みの後半、2学期を前倒して8月26日から実施する、こういう規則改正をしたところでございます。

西川議長 藤井本君。

藤井本議員 大変詳しくありがとうございました。非常に私自身も勉強になりました。今、言葉にありましたように、改正した理由も詳しく、また、私たち議会の方で説明のあったその2日前、2月22日にこの葛城市立学校の管理運営に関する規則ということで既に規則改正をされたということでございます。それをもとにまた順次進めてまいりたいと思います。

学校の方ではいろんな工夫をしたんだということの説明がございました。しかし、次にそのことを聞きたかったんですけども、これ、平成23年度から完全実施だけでも、この法律そのものの告示されたのは平成20年3月。その間、周知検討期間というふうになっているわけですね。その周知検討というものをどういう形でやられたのかなというふうに私自身は質問をするつもりなんですけども。

いろいろ私も調べさせていただくと、冒頭にも申し上げましたように、これは保護者や地域の協力なしには、この今回の改正というのは非常に難しいということも言われております。また、中央教育審議会委員のメッセージというのを読ませていただくと、学校現場の工夫が大事である、また、生きる力の理念というものについては、教師また保護者、地域の方、全ての人に共有されなければならないというところで、もう一度お聞きするんですけども、今、教育長は、かなり努力をされて話し合いをされてということでありましたけども、この2年間、3年間で全面実施をする前に、この公布された平成20年度、周知徹底期間という中で、学校では話をされたということはわかります。しかし、保護者、また地域、また我々、私自身が勉強不足だったかもわからないけども、そういう話も聞いてなかった。その辺、その周知徹底期間というものをどのようにお考え、位置づけをされてきたかということ、簡単に結構でございます。ご答弁お願いしたいと思います。

西川議長 教育長。

大西教育長 今、移行期間でございますので、それとあわせて授業時間数、コマ数もふえてきてございますので、それは1年間の計画の中で保護者の方にはお伝えしている話ですし、それから、教科書が4年に一遍ですけども、ふえた分につきましては、テキスト、教科書会社から出ておりますので、それを子どもを通じて持ち帰っておりますので、そういう学習内容が膨らんでおるといふことにつきましては保護者は知っていただいているというふうに思っております。

具体的な年間指導計画を細かくするということにつきましては、それは学校、担任等々の自由裁量の部分でございまして、その情報を保護者までに伝えるかということにつきましては、これは非常に難しいところがあるかと思いますが、大きなところの話はいろんな形で周知に学校は努めているというところでございます。

西川議長 藤井本君。

藤井本議員 はい、わかりました。この周知徹底期間、いろんなもので保護者に伝えたということですよ。

次にですが、この3月4日になりまして、小学校、中学校の保護者の皆様へと、葛城市教育委員会の方から「授業日の変更について」という保護者あての案内を出されたわけですね。これについては、平成23年度よりこれまで休業としていた創立記念日を授業日とします、また、平成24年度より今問題とさせてもらっています長期休業期間、例えば夏季休業を短縮し、およそ6日間授業日をふやしますと、こういう通知を出された。

ここでちょっと考えていただきたいのですが、我々24日に受けた2日前の22日に教育委員会の方でこの規程の改正をされた。これについては夏季休業を前倒しにするという規則改正をされた。しかし、それに限定せず、長期休業期間を短縮するんだ、例えば夏休みなんだと、こういう形の案内というのを保護者あてにされたわけですね。私も実を言うと小学生の子どもを持っておりますので、確かに子どもは持って帰りました。ここで私は違ったことを言っているんじゃないかというふうなことは思っておりません。この間に教育長の方から議会に対してこの考え方の説明というのがありました。その際、規則が改定されたか改定されていないかと、そこまではご説明なかったけども、今初めて聞きましたが。私も含めて何人かの議員から、もう少し考えたらいいのではないかという提案をさせてもらった。その結果として、幅を持たせた形で、夏休みという限定をせず長期休業期間とされたというふうに受けとめているわけですが、それでよかったというふうに私は受けとめているんですが、それで間違いございませんでしょうか。

西川議長 教育長。

大西教育長 2月22日に規則改正をした後、24日、全員協議会で皆さんにご報告させていただいた中で、夏休みを短くして2学期をふやすという教育委員会の意思はお伝えさせていただきましたが、既に規則改正をしたということはあえて報告せずに24日過ごしたのは事実でございます。そのことにつきまして真摯にいろいろお考えいただく、思いをめぐらせていただいている藤井本議員のいろんなお考えを混乱させてしまったということになることにつきましては、それはここをもっておわびしたいと思っております。

子どもとしまして、1年間、24年度実施ということで、そこは子どもの学習内容からいえば、この平成23年4月から小学校も実施したい思いもございますけれども、周知徹底とか、若干やはりそこへのいろんな課題についてはクリアしなけりゃならないものもあるだろうというようは判断もありましたし、それから、全員協議会でさまざまご意見もいただいたということですので、保護者への通知、3月3日につきましてはそういう内容で周知させていただいた。このことにつきましては、新学期を迎える、新年度を迎える、創立記念日のことでもございますので、そのことを早くお知らせしておきたかったというところでございます。

西川議長 藤井本君。

藤井本議員 創立記念日は各学校でこの4月からそうなるんだ、夏休みを前倒しにするんだというの
は平成24年度なんだと、これはよくわかりました。

関連する質問を持っておりますので、続いて参りたいと思います。

私たちが全員協議会の説明を受けたときに、一番問題としたのは暑さなんですよね。夏休みに授業をするという、それが大丈夫かと検証はされたのかということの問題にさせていただいた。やはり昨年、猛暑ということを我々は経験しているわけです。その経験した中で夏休みを前倒しにする。かつ、これ、奈良県はどこもやってない話なんですよね。葛城市が一番乗りでやる。そのためにちゃんとしたものがあるのかと、こういうことを申し上げたわけで、そんなことも含めて、また後ほども聞かせていただきますね。

通告の中身にも書かせていただいておりますが、奈良県の県立高校8校で既に2学期を繰り上げて始業式を、これは学校によって違います。8月の25日からやったり、もっと遅くからやったりということがありますが、奈良県の県立高校8校で既に2学期を繰り上げて始業式をされている。8月下旬にされている。ここを聞いてみますと、こういった高校の、私も聞かせてもらったし、ホームページも調べましたけども、授業はされておりますが、9月2日、3日、4日ぐらい、また5日、その辺で文化祭を設定されている。既に夏休みという形を取り上げたけども、文化祭の準備期間またリハーサル期間というふうな形でそれを運用しているんだということを知りました。電話での聞き方だったですけども、その学校の教師なりまたは生徒さんたちに聞いてみますと、なかなか授業というのはこの暑い中でしんどかったということをお聞きしました。

こういうことも含めて質問の内容に出させていただきますが、この奈良県立高校8校、夏休みの中で授業としてやられている。各学校では補習という形でありますよ。私たちもそれは経験していますけど。ただ、授業としてやられている中で、問題等ないのか調べられていると思いますので、その辺についてご答弁いただきたいと思います。

西川議長 教育長。

大西教育長 今ございましたように8校、県立、早いところでしたらもう8月の25日ぐらいからやる。あるいは、その年によってあと1日2日早いという学校の曜日の関係でやられているところがあります。今おっしゃった中身につきましては、文化祭等々の準備だとか、あるいは定期試験もやっているところもありますし、補習というところもあるようでございます。健康の面で尋ねますと、ここへ持ってきたからといって、とりたてて健康が害されているとか大き

な問題なりはないということは聞いております。8校のところでは聞いております。

西川議長 藤井本君。

藤井本議員 今、県教委の方では特に問題はないと。授業をされているのか、今申し上げているように文化祭の準備という形でされているので、ちょっとその辺がわからないですけども、しかし、高校生ぐらいになった人でも授業というのはなかなかしにくい。だからそういうふうな形のリハーサルとか何か違ったことをやっているという中で、私自身は小学校にそういう授業時間を持ってくるということが、それが正しいのかどうかということ、否定しているわけじゃない、もう少し考えていこうということを提案させてもらっているというふうにご理解をいただきたいと思います。

奈良県議会のホームページを見てみますと、これは去年じゃないんですけども、2年ぐらい前に文教委員会の記録が出てまいりましてね。熱中症の問題がやっぱり議論されている。今、教育長は、この夏休みにやって何も問題はないという県教委のご判断だということですけども、このホームページを読んでみますと、夏休み中に県立学校について10校13件の熱中症の報告を受けていますと。こういうふうな、高校生の中でも、これは平成19年に行われた奈良県議会の文教委員会、やはりこういうふうなことも話し合われているわけですよ。

私、五條高校を卒業しているんですけども、五條高校はこれを採用していない、普通どおりやっている。五條高校、自分の母校のホームページを見てみると、やはりここは夏休みというのを利用していません。だから、9月、通常どおりやっている。文化祭も9月の当初にやらず、9月中にはやっていたけども。9月中にやった文化祭のコメントなんか載せていましたけど。猛暑は過ぎたとはいえ、それでも熱中症が心配だった文化祭であったと。高校生ですらこんなことを言っているんですね。やはり、何遍も、次も言うかわかりませんが、私はそういうところを考えていただきたいというふうに思っております。

次の質問に入らせていただきます。今申し上げているように、授業時間を確保するとか子どもさんに勉強していただくというのは、これはやっていただきたいことです。ただ、夏に大丈夫なのかということと一緒に考えましょうという中で、児童の健康面、暑さ対策ということについてお話をさせてもらいたいと思います。

この前の全協のときに質問をさせてもらったら、教育長はこのように答えられた。去年は猛暑だった、しかし、そういう猛暑そのものが毎年毎年続くようなものでもないというふうにおっしゃったように記憶しておるのですが。去年が猛暑過ぎたというお答えをいただいたように記憶しております。

奈良県から昨年出た報道資料ですけども、熱中症についてということで、この資料を見てみますと、確かにここに熱中症の状況というのが示されています。その中で平成22年度熱中症搬送者と載っているわけですが、かなり多いです。七百何人ということで、熱中症で搬送されたというのが記載されています。しかし、平成19年度でもその半分の350人、平成20年度でも同じように350人。これは、ごめんなさい、子どもさんだけと違いますよ。全体としてね。平成22年、去年は猛暑で7名の方、熱中症で死亡されている。そしたらそれ以外はなかったのかというと、平成20年度でも5名、平成19年度でも3名の方が死亡された。熱中症という

そのものは昨年に限ったものではない。ただし、昨年に猛暑というのを経験したというのは事実ではある。

もう一つおっしゃられたのが、25日ぐらいを過ぎますと非常に気温が下がる。もちろん9月1日から近いということは、それはごもっともなお話なんです。私は2005年からアメダスというんですか、これで日々の最高気温とか平均気温という、奈良の分をとらせていただきましたが。確かにどう考えたってお盆を過ぎたぐらいからそれは下がってくるのは下がってくる。しかし、25日過ぎたって30℃を超える日、三十何℃というのは非常に多いわけですね。こういうところをどのようにお考えになっているのかというところを再度、まだもうちょっとならせてもらって質問しますね。

また、県は昨年の7月に、熱中症の事故についてということで各市町村に通達を送っています。全部読まないですけども、特に発育途中の子どもや高齢者は熱中症にかかりやすいので、学校や高齢者施設などには熱中症事故等の予防について特に注意をお願いしますと。こういうのが昨年出たところなんです。後からご答弁いただいて。私はこういうことをやっぱり大事にさせていただきたいなというふうに思っております。私も民生の方の係に入っていますから、昨年も葛城市でも熱中症で搬送された方、昨年お聞きしましたが、15名の方がおられた。15名が熱中症で。全体ですよ、子どもさんじゃないですよ。しかし、年齢まで教えてもらえなかったですけども、二十才以下の方も5名、昨年搬送されています。そういう状況をどのように把握されているのか。私、本当にお聞きしたい。

次のことをお話しさせてもらって質問しますね。学校環境衛生の基準ということで、これも文部科学省ですね。簡単に申し上げますと、学校の教室の気温の基準というの、こういうのも定められている。冬は18℃から20℃、夏は25℃から28℃であるのが望ましいという形で定められているわけですね。これから言うていくと、先ほどアメダスと言いましたが、日ごとのまだまだ熱いという中であえてそこに持っていく。その辺のこの考え方についてお話をいただきたいと思います。

その前に、なぜ葛城市だけというのが私の気持ちの中にありますので。ほかにやらないわけですね。やる学校は出てくるかもわからないけども、今のところそれに手を挙げているのは葛城市だけだというのが念頭にありますから、それも含んだ上でね。ちょっといろいろなことを申し上げましたけども、熱中症の方が心配なんだということを受けとめていただいたらそれで結構なんです。

西川議長 教育長。

大西教育長 ご質問の順序、後先になるかもわかりませんが、まず最初の葛城市だけどうしてかという。これは私どもの大事にしたいところでございまして。極論すれば、葛城市以外の市町村にはどうあろうと、私どもとしては葛城市の子どもたちに新しい指導要領に応じた教育で力をつけたいという思いでございます。その我々の考え、それで実施したいというところでございます。

熱中症につきましては、これはもう既に6月末から9月、10月まで、室内外を問わず起こっております。これは十分注意しながら、県の通知、通達も受けながら、校長会、保健等々

での指導の徹底を図っているところをございまして、何よりも水分の補給ということが大事と言われておりますので、学校によりましたら水筒2本とか、そういうような形で徹底して水分補給を図る。それから、下校時等々につきましても、長距離を歩く場合には通学路の途中で安全を確保しながら水分補給をというようなこともやりながら、熱中症対策ということで。昨年の暑い時期でしたけれども、幼稚園から小中学校につきまして、熱中症というふうに言われるようなものについての報告は聞いておりません。幾らかそれに近いものはあったかもわかりません。保健室で体を休めたという事実があったろうと思いますけども、熱中症として報告を受けたものはございません。

この時期をとということで、私どもとしましては、夏の気温、これ、過去10年間、奈良気象台の奈良県北部のデータを集めました。8月の下旬1週間が平均しますと26.8℃、9月上旬の1週間が26.1℃。0.7℃の違いがありますけども、9月1日とそれほどここ10年間では大差がなかったなということの判断をした1つの材料にもなっております。ただ、昨年の酷暑ということになりますと、これが確かにこの夏以降も続くということになりますと、これはこれで、今、短縮とは別に、通常の学校生活の中でも新たな対応をしなきゃならないというふうに思っております。

西川議長 藤井本君。

藤井本議員 私、このことについてはちょっとこだわり過ぎている部分があるのかなという部分はありますけど。教育長、おかしいと思うんですね、私。これは葛城市だけなんだと、こうおっしゃる。それだけのことを言おうとなると、かなり実証されるものがないと、何をもってそれだけのことをおっしゃっているか。やっぱりどの市町村の教育委員会でも授業時間を確保しなければならないわけですね。それで創意工夫をされているのも事実。私は一緒に考えましょうという話をしているんだけど、葛城市が一番で手を挙げるんだったら、もっと保護者、また地域の方に不安材料を払拭しましょうということを実際に言いたいんだけど。

今のお話を聞いていますと、例えば気温のこともおっしゃいました。平均気温というのは最低気温と最高気温を2で割ったやつということです。だから、その日の最高気温は何ぼなんだということもやっぱり検証していただかないと私はだめやと思います。秋になれば朝晩は寒くなったなと言います。だから、平均気温は下がるのは当たり前なんです。しかし、子どもたちを預かっている、また通学等に行く時間帯のそういうところを見ていただかないと、平均気温なんていうのは私は違うと思いますよ。最高気温、やっぱりその辺の気温のところを見ていかないと。だから、他の市町村は踏み切れないと私は見ている。そこを踏み切られたのに、なぜそれだけのものがないのかということをおね。なければならぬ、この前も申し上げたようにやっていかなければならないものではないかということをおね。申し上げているのですが。ちょっと私も間違いがあるのかな。

次に行きますね。奈良県では、今申し上げているように、夏休みを小学生に授業をさせるというのはまだ今のところないですね。葛城市だけなんだ、それがみそなんだと言わんばかりのお答えいただいたけども。夏休みに授業をされている一番近畿地方で進んでいるのは京都ですね。先ほど川西議員でしたか、滋賀に電話したら非常に親切に教えていただいたと。

私も京都府、京都市といろいろ尋ねましたけども、非常に親切に教えていただきました。これ、ご紹介したいと思いますね。

京都府全体がやはり夏休みの授業というのに踏み込んでおられる。私は何遍も言いますが、夏休みに授業をしたらだめだと言うてるのと違うんですよ。夏休みの授業というのは京都府全体でいうと、小学校では50%を超えています。京都市は100%ですね。京都市の方とお話をしていると、京都市が小学校の夏休み授業、8月25日からですね。これに踏み切ったのが平成18年だという。何が平成18年なんですかというと、やはり空調設備が完了したから平成18年から出発しましたということなんです。

この担当者の方がおっしゃったのは、でも、去年は大変でした、あんな猛暑が来ると冷房機器が故障して、やっぱり生徒もしんどくなる子が発生したと、このように京都市役所の、後で言います。お名前まで言いますよ。ここでは言わないけど。おっしゃっていました。あんなのは大変ですと。全ての学校に空調設備をちゃんとしてから導入したとおっしゃった。

私どもと同じように、京都府の教育委員会とお話をしていると、これからそういうことを考えられている市町村はないですかと言うと、先ほどから申し上げています、これ、本当に丁寧に教えていただいてね。八幡市がこれから導入されようとしていますということを教えていただいたので、八幡市の教育委員会さんとも話をさせてもらいました。ここは今年度から、中学校を先に8月25日から2学期制にするんだと。既に今年度に空調設備は行いました。小学校はどうなんですかと言うと、中学校の様子を見てから、まず検証してから小学校に導入する予定だと、このようにおっしゃった。だから、小学校は今までどおりいきます。

いろんな方向で工夫をされて、それは教育長も葛城市でいろいろ工夫をされているとおっしゃるけども、それについてはよくわかりますよ。しかし、安全面というものをもうちょっと確認するために、小学校ではもう少し、中学校で導入して確認した上で小学校に導入するかもわからないし、ここはおっしゃったのは、議会とも相談をしながら進めていくと、このようなことをおっしゃっていました。

私が間違っていますかな。私、これで普通だと思うんですよ。先ほどから子どもの安全面とか一生涯懸命言っているでしょう。何か不足しているものが私はそこに存在すると思います。夏休みにしてはいけないと決めていますよ。そやけども、余りにも、保護者には説明しています、案内を送っていますと、それは確かに保護者も知ってはるんでしょう。しかし、今、市民が動き出したのは最近になってからですよ。最近にこういうことを決定されて、市民が動き出してきているというふうを受けとめますけども。

そういったところで、今回の予算には、市長、扇風機を各教室2台つけると。これ、夏休みするしないにかかわらず、これは必要だなということをつけていただくんだったらいいんですが。夏に授業をするために準備段階としてこれをつけられるということですが、じゃ、扇風機2台で授業ということを経験されたのか、実証されたのか、研修されたのかどうか。何かあったときにどうするのかというのが私の思いなんですけども。とりとめのない話になってしもうて、ちょっと自分自身とまらないので、とめていただくためにご答弁お願いできますか。

西川議長 教育長。

大西教育長 この間、24日にご質問いただいて、検討しますということをお答えさせていただきました。私、今までここを説明させていただきましたそれまでのことでの流れの中で答弁させていただいております。ご指摘のように、去年の夏のような暑さ、それは当然心配するところでございます、こういう判断しましたのは、全国かなり短縮して夏休みをやっているところはあります。空調設備のないところも当然あります。そういうところも聞いたら、何とかやっていますよという話も聞かせてもらいました。そういう中で判断をした。それはあくまでデータとか情報、状況によって判断したというところでございます。

しかし、藤井本議員ご指摘のように本当に大丈夫かと言われれば、確かにそれは不安なところもゼロではありませんけども、そのためにも、ことしは今お話ございました扇風機の設置に向けての予算計上もさせていただいていますし、また、グリーンカーテンでの少しでも日よけをとというようなことも考えてございますので、最終的にはこの夏の状況をもう少し実態をとらえた上で、平成24年度に臨んでまいりたいというふうに今思っているところでございます。

西川議長 藤井本君。

藤井本議員 じゃ、あと2問ぐらいにとどめておきたいと思いますが。教育長がグリーンカーテン、また夏の検証するという言葉が、ちょっと違ったかな、もう一度確認したい、こういうことをおっしゃった。それによってどういうやり方をされるのか、そこまでは教育委員会の方は私は入るつもりはないですけども。教師、現場の意見というのが一番大事なので、そういうことを確認されるんだろうと思います。

今、教室の温度、先ほど適温が夏は25℃から28℃ですと。教室の温度は最高何ぼまで行ったことがありますかと質問したって答えはね。そんなこと私も出しません。わからないだろうと思いますけども。やはり決められた基準内で授業をしていただく。集中力を学ばせるためのこういう授業時間の増加ならね。忍耐力をつけるというのも大事。しかし、私はそこをちゃんと保護者の方、地域の方、我々市民にも理解を求められる、そんな形で取り組んでいただきたいというふうに思います。

市長にお伺いしたいと思います。子どものことについて、市長もいろいろ安全面とかいうことを考えておられるだろうと。その中で若干私の考え方と違うのは、私は奈良県下、またこの近くで一番にするんだったら、もっと慎重にする必要があるということをおし上げていくわけですが。今回、教室に扇風機をつけるということの予算もつけられている。その辺で行けるというご認識なのか、いやいや、もう少し私が申し上げているように安全面というものを教育委員会、行政と一緒に考えていきたいというものなのか。また、私が考えている以外のお考え、子どもに対する考え方、その辺お聞かせ願えるものなら、総合的なもので結構ですから、今までの話を聞かれた中でご所見を求めておきたいと思います。

西川議長 市長。

山下市長 ただいま藤井本議員からの質問にお答えをさせていただきたいと思います。お互いに小さな子どもを持つ親としてですね。私の子どもはまだ小学校にも入学はしていません。藤井

本議員は小さな、小学校に行っておられるお子さんをお持ちですから、余計にいろいろとそういうお話も入ってくるのであろうし、考えておられることもあるんだらうというふうに思いますので、ご心配なんだろうなということもわかります。

ただ、教育長から葛城市の子どもたちのために授業日数をふやしたいんだというお話をいただいたときに、私は喜んでというお返事をさせていただきました。その確保につきましては、先ほどから教育長が答弁をしておるとおり、ことしは創立記念日、また、来年に関しては夏休みなどを利用して5日ないし6日程度確保していきたいというお話でございました。そのことにつきまして周知徹底期間、夏休みを使うということに関して、実際に藤井本議員も心配しておられるような、ことしは扇風機を導入いたしますけれども、実際にどのような環境になるのかということを含めて、ことしの夏、その一夏を経過いたしまして、その状況もやっぱり見ていかなければならないであらうというふうに思います。

ただ、必要なのは、子どもたちに対する授業日数、授業時間の確保ということでございますので、ことしの夏休みの状況を見て、注意をしていかなければならないような状況であれば、またほかの日にちということも考えていかなければならないでしょうし、実際にそれが冬休みないし春休みになるのか、夏休みのままでいいのかであるかということ、実際にことしの夏を過ごしてみないとわからないというふうに思います。

扇風機を入れた状況の中での授業というのも、ことし子どもたちは初めて経験をするわけでございますので、その状況もしっかりと見させていただきながら、また皆さんと検証させていただきたいと思っておりますし、藤井本議員から、市長、こういうふうな形にしたらいんじゃないかというような提言がございましたら、またお話をいただき、それもこれから授業日数、時間数をふやしていく1つの課題として取り上げていくにやぶさかではございませんので、これは教育長とも話をしておりますので、いろんな問題があるわけでございますので、それをクリアできる方法で、葛城市の子どもたちのために行政としても後押しをしていきたいというふうに思っております。

西川議長 藤井本君。

藤井本議員 ありがとうございます。授業時間の確保なんだ、私に提案があるなら提案してくださいと。10分ほどしかないから、あまりしゃべってしまうと皆さんにおしかりを受けるかわらないですけども。やっぱり2学期制というのを導入されているところもありますよね。2学期制にすることによって、始業式と終業式を少なくとも1日ずつ確保するとかですね。これは全国的な話で、京都もこれをやられていますけども。そういうふうな形とか、やはり工夫というのはもう少しあるのじゃないかなと私は思いますよ。

市長が言わはったので、私、それでいいとも思うんです。ことし扇風機をつけるんだ、その扇風機をつけた時点で夏がいけるのかどうか確認するんだと言うてくれはったら、こういうような話に私ならなかった。扇風機を導入もしてない、これからつける。導入もしてないのに夏にすると。何の実験というか調査というんですかね。親へ反響というのも聞かずにやられているから、私なりに熱い、夏の暑さを今言いましたけど、自分で勝手に熱くなってしまったけども。そういうことなんですね。やはり市長みずから、私が1回夏の教室でやっ

てみると。入って1回授業を見てくる、それで判断するとか言うてくれはったら心強いものがあるでしょう、市民にとって。そういうふうなことを私は申し上げた。例えばそういう係であったとしたら、私やったらそう言いますね。皆さんと一緒にちょっと授業の教室に入ってくださいと言ったらいいじゃない。市長みずからが市民の、先ほど溝口議員もあつたけど、応援団なんだというのであれば、私はそれぐらいのことをやったらええと思う。でないかわからない。やったこともない。

みずから、我々ここにいる人は全部9月1日からの2学期だったわけじゃないですか。8月の授業なんて受けたことない。だから、それだったら、伝統とまで言わないけど、ずっと来ているわけでしょう。市長も2学期というのは9月1日から始まっているわけですよ。そうでしょう。それはクラブ活動をされていたり、いろんなことがあつただろうけども、授業というのは、ここにおられる方は全てそうだろうと思いますよ。そんな大事なこと、ずっと続いてきたものが変わる。ただ、日本そのものがだんだんと冷えてきたんだということならともかく、今、温暖化ということで、我々が経験していない以上にだんだん暑くなっているわけですよ。そこをもう少し考えていただきたい。

だから、昔なかったような、熱中症についてという、こんなパンフレットも市が配っているでしょう。幼児は特にご注意くださいと、こういうふうなのを市とか県が配っているわけやからね。だから、これ、配りながらするんだから、申し上げているように授業時間の確保はそれは私は立派やし、それはそれでいいと申し上げているんです。何遍も言いますけど。もう少し慎重に、こちら側で言うてることとやっていることを市民に納得いただけるように、市長がおっしゃった市民の応援団であつて、教育も上げていくんだということも言葉にされたんだから、そういうことをお願いして。

私自身、暑い、暑いということを申し上げてきました。あついという文字をパソコンでたたくと3つ出てきます。夏の暑さということを申し上げてきましたけども、葛城市の教育というものが、熱い教育であつて、また手厚い教育というもの、これを目指して私自身もお話もさせてもらいたい。そういうことでお願いを申し上げて、私の一般質問を終わります。

西川議長 これ藤井本浩君の発言を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会とすることに決定いたしました。

なお、11日午前10時から本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集願います。

本日はこれにて延会をいたします。

延 会 午後5時12分